

令和元年6月20日
(木曜日)

令和元年 第4回幌延町議会（定例会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

(町民憲章朗誦)

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第1号 平成30年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第2号 有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について
- 8 報告第3号 株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 11 議案第1号 幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 12 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 13 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 14 議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 15 議案第5号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 16 議案第6号 業務請負契約の締結について(幌延町地域情報基盤IP告知システム更改)
- 17 議案第7号 財産の取得について(幌延町自治体ネットワーク施設機器等購入)
- 18 議案第8号 平成31年度 幌延町一般会計補正予算(第1号)
- 19 議案第9号 平成31年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
- 20 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 21 意見案第2号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について
- 22 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 23 発議第2号 閉会中の継続調査について
- 24 議案第10号 幌延町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
(追加)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		町民憲章朗誦
日程第	1	開会宣告及び開議宣告
	〃	2 会議録署名議員の指名
	〃	3 諸般の報告
	〃	4 行政報告
日程第	5	一般質問
		休憩宣告
		開議宣告
日程第	6	報告第1号
	〃	7 報告第2号
	〃	8 報告第3号
	〃	9 諮問第1号
	〃	10 諮問第2号
	〃	11 議案第1号
	〃	12 議案第2号
		休憩宣告
		開議宣告
	〃	13 議案第3号
	〃	14 議案第4号
	〃	15 議案第5号
	〃	16 議案第6号
	〃	17 議案第7号
		休憩宣告
		開議宣告
	〃	18 議案第8号
		休憩宣告
		開議宣告
	〃	19 議案第9号
	〃	20 意見案第1号
	〃	21 意見案第2号
	〃	22 発議第1号
	〃	23 発議第2号
	〃	24 議案第10号

(追加日程)

閉会宣告

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	富 樫 直 敏
	2 番	斎 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	岡 本 則 夫
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町	長	野々村 仁
農 業 委 員 会	会 長	卯子澤 芳彦
副 町	長	岩 川 実 樹
教 育	長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課	長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課	長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課	長	村 上 貴 紀
産 業 振 興 課	長	山 本 基 継
建 設 管 理 課	長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
企画振興グループ主幹	角 山 隆 一
建設管理課技術長	植 村 光 弘

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

診 療 所 事 務 長	(早 坂 敦)
診 療 所 事 務 次 長	若 本 聡

農 業 委 員 会 事 務 局 長	(山 本 基 継)
-------------------	-----------

総 務 係 長	梶 淳
商 工 観 光 係 長	伊 山 英 貴
農 業 振 興 係 長	新 野 貞 治

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

議長 高橋秀之君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番植村敦君、4番無量谷隆君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月20日から24日までの5日間をしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、6月20日から24日までの5日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告申し上げます。

はじめに、幌延町産ミズナラ樽活用事業についてですが、幌延町産ミズナラ樽により熟成したワインが本年3月に完成したことを記念し、5月10日に町民を対象とした特別講演会を開催いたしました。

開催にあたりましては、告知端末等による参加募集を行ったところ、当日は約70名の町民の皆様に参加いただき、NPO法人ワインクラスター北海道の阿部代表理事による講演のほか、ソムリエでもある、阿部代表理事の解説のもと、ワインの試飲を行いました。

今回、試験製造したワインは、6月から幌延町のふるさと納税返礼品に加えており、新たな町の特産品として、町の樽活用の取り組みと併せて広く周知することにより、ふるさと納税の増収を図ってまいりたいと考えております。また、現在国内で流通しているワイン樽の

ほとんどは輸入品ですが、本町のミズナラで作った樽を活用した取り組みが北海道経済の活性化に寄与したと認められ、このたび、北海道経済産業局長から感謝状が贈呈されることになりましたので、併せて報告いたします。

今後も商工会等関係機関との連携を図りながら、希少価値のあるミズナラ樽を活用した地域活性化策を展開してまいりたいと考えております。

次に、北海道からの職員派遣についてですが、町では基幹産業である酪農を振興することが本町の活気を取り戻す手段であると位置づけ、各農業政策の推進や課題などの整備を進めていくため、北海道に対し、全道的な見地に立った専門的知識を有する職員の派遣を要請してまいりました。

このたび、令和元年6月1日付けで、北海道職員の山田 輝也氏を産業振興課農林グループ主幹として任命したところであります。

山田氏は平成7年に北海道に奉職して以来、北海道農政部をはじめとし、宗谷・檜山の各振興局において勤められたほか、道内の中央・十勝・根釧農業試験場においても、研究職員として職務に従事され、特に根釧農業試験場では、酪農に関する各種研究に取り組みました。

山田氏の派遣は、令和3年3月31日までと限られた期間ではありますが、全道各地で培った豊富な経験や知識を本町の酪農振興のために発揮していただきたいと考えております。

お配りした資料には記載がございませんが、追加で2件報告させていただきます。

まず1件目ですが、6月3日に札幌市で開催されました、北海道総合通信局主催の第69回「電波の日」記念式典において、幌延町が電波利用の発展と促進に寄与したことが認められ、表彰されました。主な功績としましては、昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、道内全域が停電となった際に、テレビ放送の停波を回避するため、町の発電機をテレビの中継局に持ち込み、放送の継続を支え、地域住民の安心安全の確保に多大な貢献をしたことによるものであります。

このたびの停電における町としての対応については、決して万全なものではなかったといたしましても、多種多様な災害対応における評価であったと受けとめております。今後も今回の受賞に甘んじることなく、地域住民のさらなる安心安全の確保により一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、J R北海道の単独維持困難線区に対する地域支援についてですが、平成28年11月にJ R北海道から単独では維持困難な8線区が公表され、私たちの地域の重要な鉄道である宗谷本線についても、その対象とされたところであります。

これまで、町や議会が構成団体になっている、宗谷本線活性化推進協議会を中心に、地域全体で支援する枠組みが進められてまいりましたが、先の報道等のおり、北海道及び8線区の関係団体の総意により、J R北海道が実施する定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する投資的経費に対して、全体で総額年2億の緊急的かつ臨時的な支援を行うこととなりました。本町の支援額については、北海道の関連予算議決が前提となることから、次回以降の議会において予算案をご審議いただくこととしております。

これらの地域支援と本年4月に策定された、J R北海道と地域が一体となって利用促進等

に取り組む事業計画「宗谷線アクションプラン」を着実に遂行することによって、地域を支える持続的な交通体系としての鉄道網維持を推進していくことになりましたので、住民皆様の全体でご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第4回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤瑞浩君

幌延町議会6月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告申し上げます。

はじめに、学校教育について5点申し上げます。

1点目は、令和元年度町内小中学校の学級編成、児童生徒数及び教職員数についてです。

5月31日現在の状況を、資料の1ページに記載しております。小学校2校で12学級、児童数119名、中学校は2校で9学級、生徒数58名となっております。4校の合計では21学級177名となっております。

2点目は、指導体制についてです。

小学校、新学習指導要領の実施に向けた移行措置による3・4年生の外国語活動や5・6年生の英語科の学習指導のため、昨年度、幌延小学校に配置した、学習支援員を今年度から、問寒別小学校にも派遣しております。

また、問寒別小中学校の事務職員が未配置となっていることから、幌延小学校の事務職員を兼務発令し、事務の軽減を図っております。

3点目は、教育課程の具体的な取組についてです。

これまでの2年間の実績を踏まえ、今年度も、問寒別中学校の生徒に通年で社会科の授業、その他の教科で単元指導を幌延中学校とテレビ会議システムで遠隔授業を行うとともに、計画的に体育の授業や部活動の練習などを合同で行っております。

4点目は、学校行事等の取組についてです。

町内3校の運動会・体育大会は5月25、26日、6月8日に予定どおり青天の下で、開催することができました。

6月1日には、中学校体育文化連盟等主催の宗谷地区中学校陸上大会が開催され、幌延中学校生2年の村上湖太君が、男子110メートルハードルで、3年生の金田陵希君が男子走り幅跳びで、3年生の小原守利君が、男子共通200メートルで、3年生の加藤睦丈君が、男子400メートルで、見事1位となり、さらに、男子400メートルリレーでも優勝し、併せて5種目で、7月26日～28日に旭川市で開催される全道大会への出場を決めております。

5点目は、問寒別中学校3年生の遠藤芽衣さんが、第43回全国児童・生徒木工工作コンクールの第3部門中学生の部で2年連続入選し、日本木青連会長賞を受賞しました。

次に、社会教育について、1点ご報告申し上げます。

剣道スポーツ少年団が、5月25日の予選会で、幌延小学校児童4名が団体戦準優勝となり、また、個人戦では、幌延小学校5年の加賀山友暢君が準優勝となり、7月28日に札

幌市で開催される第68回北海道少年剣道錬成大会及び第61回赤胴少年剣道錬成大会への出場権を獲得しました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4 番 無量谷 隆 君

通告1、無量谷 隆。人材バンクと町職員住宅のあり方について。

近年、人口減少に伴い、各所において人員不足が問題となっています。そこで、働く場に限らず、各種事業に対する人手不足を解消するための取り組みについての考え方や町職員住宅のあり方について、町長の考え方をお伺いたします。

①高齢で、1日あたりの短時間労働が可能な方が多くおります。小さなお手伝いの感覚で、例えば草刈、除雪作業、その他軽作業などの働ける場所を確保するため、また、町で実施しているいろんなイベントのボランティアなどを確保するためにも、人材バンクを活用した派遣制度ができないでしょうか。幌延町において、人材バンクができないか町長のお考えをお聞かせください。

②町の職員住宅は、満室状態であると聞いておりますが、職員住宅は、給料の少ない若手の職員を優先すべきであると思います。

以前に同様の一般質問をしましたが、管理職などの給料の高い職員は、職員住宅を出て、持ち家や他の住宅を借りるなどして、職員住宅を若い職員に譲るべきと考えますが、町長の考え方をお聞きいたします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の人材バンクに関するご質問ですが、健康で、働く意欲のある高齢者が、経験や知識、技能を活かして、自身のライフスタイルに合わせた、臨時的かつ短期的な軽作業などを提供するシルバー人材センターのような仕組みの必要性は感じております。その実現の可能性を含め、社会福祉協議会等、関係機関のご意見を聞きながら協議を進めているところです。

次に、2点目の町職員住宅に関するご質問ですが、議員ご承知のとおり、近年採用した職員のほとんどが幌延町外からの出身者となっており、平成26年度に単身者向け職員住宅を新築するなど、採用に係る対応を図ってまいりました。

職員全体の出身を見てみると、約7割から8割の職員が町外出身者であり、この要因は、定年退職などによる職員の補充をする際、公務員試験の受験者に幌延町出身者が存在しないため、結果的に職員のほとんどが町外出身者となっているのが現状であります。こういった構造は決して理想とは言えないのですが、現実的に発生してる状況でもあります。

一方で管理職、つまり高い給料の職員が、職員住宅を出て、若い職員を優先すべきとのご指摘については、前段申し上げました、職員の出身地の構造にも言えることだと思っております。ただし、いつまでも職員住宅に住み続けることについては、今後の職員採用にも影響することも事実だと思っておりますが、該当職員をすぐさま職員住宅から退去させ、住宅を新築または購入を促すような命令もできないことをご理解いただければと思っております。

職員住宅、賃貸住宅及び公営住宅、さらには、新築住宅が良いのかは、それぞれ賛否があるかと思っております、理想の話を申し上げると、職員が幌延町内に持ち家を取得したうえで、役場の業務を行うことを住民が望んでいることではなかろうかとも思っております。ただし、以前の一般質問でもお答えしたとおり、持ち家を取得するということにつきましては、個人の財産の話でもあり、その取得に要する費用は、職員個人の一生に影響することでもあることから、それぞれの判断になると考えます。

また、町内の賃貸住宅につきましては、単身者、世帯向けともにほぼ満室のような状態だと認識しております。ご承知のとおり、施策として、民営賃貸住宅建設に係る補助制度を構築しておりますが、現時点では、平成29年度に社会福祉法人幌延福祉会に対し、グループホーム兼職員住宅複合施設建設工事のうち職員住宅部分のみを対象として、助成金を交付した実績が1件ございます。

今後、職員の住宅取得と並行して、民間の方にアパート等を建設していただき、お金が回る仕組みが構築できればと期待をしているところでございます。

4 番 無量谷 隆 君

1 問目からいきたいと思います。

人材バンクなんですけど、あえてシルバーをつけなかった部分なんですけど、人材バンクってというのは、幅広い立場から私は考えております。

シルバーとなれば、ある程度高齢者ということで考えられますけども、若い人もイベントあるいは地域に貢献するような形で、ボランティア精神を持ってやるような形で登録できるような事務所、あるいはそういう人材バンク制度を町でつくっていただけないかなってことなんですけども、シルバーとなれば、若い人がなかなか貢献できないという部分があるので、その辺のことをあえて人材バンクという形を取りました。

社会福祉協議会ということになれば、シルバーのほうがメインになるのかなって感じはしますけども、若い人も含めた形の人材バンク制度をできないかなってことで、もう一度聞きます。

町 長 野々村 仁 君

今それぞれそういう方々の、協力体制をしていただけるといふ人方がいるということも私自身もお聞きをしております。

以前から議員の時代も含めてそうですけども、この、人材センター、シルバー人材センター含めてですけれども、そういう構築ができないかということで、それぞれ考えてどこを事務所、窓口とするのかということが大きな問題となっているところも明らかでございます。

実際、若い人たちについてそれだけの人がいるかというよりは、やっぱりシルバーの数のほうが多いだろうということも含めて、そういうことの構築をつくる事務的な要素を受付窓

口というかあっせんというか、仲介というか、そういうことの業務も含めてやれないかということ自体を社会福祉協議会等も、何度か打ち合わせをさせてもらった経緯もあるんですけども、なかなかそこも人材が足りないとか、それぞれカテゴリーというか人材シルバーセンターとしてやらなきゃならないのか、それともあっせん、仲介だけというそういう事務取扱窓口だけということなのかということも今後詰めて、どういう形で進められるかということも今後協議をしていきたいと考えているところであります。

いかんせん、その人材不足というか、事務局を担ってくれる場所を適時に探していくこと自体が大変難しいというところが今の課題ではあると思っております。

4 番 無量谷 隆 君

町長の考えはなかなか進まないっていうことなんですけど、ぜひとも早急に進めるような形をとっていただきたいなと思います。働いてもいいのか、声かけてお手伝いしていいのかわからない町民も結構いますんで、こういう窓口があれば、そこに登録していただければ、人材適所というか、そういうものを精査しながら、配置できるのではないかなという感じがしておりますんで、町民も動きたい、働きたい、その両方の声があるんですけども、なかなか声をかけるにもかけられない状況なので、その辺も考え、よろしく願いいたしたいと思っております。

2点目なんですけど、町営住宅が満杯状態ということであれなんですけど、幌延町やほかの町村も、町内出身の職員があんまりいないっていう形で、町外からは7割、8割という形で幌延は推移してるんですけども、いずれは幌延に定住していただけるものだと、町民は皆さん思っております。

ですから、いつまでも職員住宅に入っていないで、何とか地域の活性化のため、幌延のためにも、町職員住宅を出て、自分の持ち家あるいは借りるなどして、また、幌延町でも、町の住宅制度を手厚くしてるはずなんですけど、なかなか利用がないっていうような形なんで、そこは、職員住宅が余りにも安過ぎるとい町民の目線もあります。ですから、そういう形で、住宅建てなくてもずっと入れるんだっていう感覚が、職員には定着してるとでないのかなという感じがいたします。町民がもっと幌延町に貢献してほしいという部分が出てくることがあります。

ですから、職員をどうのこうのって命令するわけにはいかない行政かもしれないけども、やはり、何とか長年の間に自分の、幌延町に本当は住んでいただきたいと。それは願うだけなんで、ある程度、住宅は持ち家がなければ、民間住宅制度があって、町職員が職員住宅から離れて住宅に入りますっていうことになれば、民間住宅の建設も進むのかなっていう感じはしています。ですからそのへんもあるんで、幌延町はそういう手厚い保護してるんですけども、それ以上に有利な職員住宅かなっていう町民の目線であります。

ですから、今回、選挙に関して言われたことは、ある程度職員も家を持っていれば、幌延町も活性化して、今後定住促進できるのでないかっていう、安心感が出てきます。その辺を町職員自ら考えてほしいなと思います。

町 長 野々村 仁 君

職員の関係ですけれども強制的ではなく、住宅を建ててくださいよ。職員だけではなくて、

一般の町民の方向けの住宅補助をして、促進を促しているというところでもありますけども、今後もそういう形で職員の皆さんにお話はいたしますけども、建てるの、退去するの、ということ自体で強制的な形で進めていけることはなかなか難しいかなという感じがしてございますし、民間住宅に移ろうと思っても、民間住宅もほとんどないという状態で、今のところ来ているところから含めても、そういう形でこれからは職員を補充をしていく観点から見ても、賃貸アパート事態をそれぞれ今後においても、住民の皆様方に誰かオーナーになっていただける民間アパートの建設について、そこについてもう少し補助事業が持ってくださいますので、進めてまいりたいなと思っております。

そういう形ができれば、そういう住宅に移りながら、単身者用住宅だったり、職員住宅等の空きがあって、新しく移ってこられる方々に供用できるのかなという考えもございまして、この辺は今後、そういう建設に向けても、進めてまいりますし、職員についても、そういうお話だけはさせていただきますが、やっぱり経済の問題でもあります財産取得ということで、定住したいと思って、ここ根を付いて住宅を建ててほしいという思いは議員も私も変わらないと思っております。

その時点では、そういう強制力を使うのではなく、その利用していただける住宅等の建設についても、今後協議をして進めてまいればと思っております。そうすることによって、町内のお金の循環にもなり得るのかなという、そういう気がしてございます。

4 番 無量谷 隆 君

民間住宅の建設が進まない部分も、多分町職員が出る要素がないから、なかなかできないという部分があります。

ですから、悪循環と言えば悪循環なんですけど、役場職員が幌延町でも存在は数多いと思います。ですから、強制は言いませんけれども、町職員は、ある程度年配の方から、ぜひとも、民間住宅あるいは持ち家持っていただけるような施策までいけるかどうかわかりませんが、進めていってほしいなという思いであります。

あと、民間アパートが満床状態ってことでありますけども、民間は入ってくれる人がいなければ、なかなか建設が進まないという部分がありますので、ぜひとも推進するような進め方にしてほしいなと思います。

町 長 野々村 仁 君

現時点でも、民間住宅をお借りして、職員が入っているという現実がございます。決して、民間住宅に入っていないということでもございませぬし、利用させていただけるところがあるときには利用させていただいておりますけども、先ほどから言うとおりに、今町内の賃貸住宅については、ほとんど満床状態ということですので、それに向けて、まだ対策を練らなきゃならないのは、先ほど議員もおっしゃったとおりに、個人的に建ててもらえるという方々がいれば、それはまたそれも一つの解決方法ですけども、それに伴って賃貸住宅等の建設を促す事業も構築してございまして、そちらのほうも進めていきながら、町内循環を図っていければとそうように感じております。

4 番 無量谷 隆 君

終わりです。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

これにて、4番 無量谷 隆君の質問を終わります。

次の質問を行います。

5 番 岡 本 則 夫 君

質問に入る前にですね、ちょっとお許し願いたいと思いますけども、随分長いことこういう場所に立ったことがないので、質問の趣旨と町長の答弁と噛み合わないところが多々出るかなと思いますけど、その辺はご容赦お願いしたいなと思っております。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

このたびのですね、町長の町の地域振興策についての、質問なんですが、2点上げさせていただきます。

本年度、執行方針の中に「道の駅」という字句がありました。道の駅に関する事業がですね、現在どの程度進まれているのか。例えばですね、場所が決定されて進んでいるのか。それともまだそこまではいかないのであればですね、え恐らくプロジェクトが組まれてるんじゃないかなと思いますので、そういう人がたのメンバーを教えていただければ、教えていただきたいと思います。

2番目ですね、トナカイがですね、トナカイの里ほろのべという看板まで出して、これをですね、幌延町の振興策につなげてということで、進めてきているわけですけども、今後のトナカイの、観光牧場として現在あるわけですけども、こういうものをですね、トナカイをどういう形で今後続けていく考えなのか。

この2点をお伝え願いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

岡本議員のご質問にお答えします。

私は、平成31年度町政執行方針において「幌延町と宗谷地域における交流・交通の要所となる拠点の整備について検討協議を進める。」と申し上げております。いただいたご質問については、この拠点整備の進捗に係るものと受け止めてお答えさせていただきます。

平成25年度に策定した「第5次幌延町総合計画・後期基本計画」の主要施策に掲げた新たな観光施設の可能性の検討を推進するため、平成27年度に策定した、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「町への新たな導線を確立するための施設整備構想の具体化」を基本目標に掲げました。

また、天塩防災事業によるバイパス整備を契機とした地域振興の一端を観光振興により実現することを目的に「幌延町地域振興・観光計画」を平成28年度に策定し、拠点整備だけでなく、既存観光施設の魅力向上、幌延らしい観光や滞在メニューの創出、地域特産品の開発、冬の賑わい創出等をテーマに、産官学金言労議で構成した「幌延町まち・ひと・しごと創生会議」を中心に検討協議を進めるほか、観光資源調査、町内観光関連事業者へのヒアリング調査、観光モニターツアー、町の食材を使った食イベント等の事業を実施しております。

町の振興策となる拠点を整備するためには、より効果の高い場所や機能等、ハード面に関する検討と並行して、来場者に提供可能な観光コンテンツや目玉となる特産品・おみやげ品

の開発等、ソフト面に関する検討や体制づくり等について、慎重に検討協議を進めているところではあります。

次に、2点目のトナカイに関するご質問ですが、平成元年に町の有志の方たちのご尽力により、トナカイの輸入が実現して以来、長きにわたって幌延町のシンボルとして位置づけられていると認識しております。

当初の目的であった畜産での活用のほか、トナカイ観光によるまちづくりを進めるべく、トナカイ観光牧場を整備した他、町外の観光施設やイベント等への貸し出し、町内イベント会場での触れ合い体験、角細工の販売、CMやテレビ番組出演等、周知活動を進めたことにより、幌延町を強く印象付ける存在として認知されています。

引き続きトナカイを町の顔として周知していくためにも、より良い仕組みや体制づくりについて、関係者を交えて検討を進めることにより、町の振興につなげてまいりたいと考えております。

5 番 岡 本 則 夫 君

1点まず、道の駅の関係ですけれども、これは町長が1人でやられてるんじゃないと思いますので、どういう方々にこの計画立案的なものが、行われてるかっていうことですね。

町の中では、既に道の駅がもうできるようなお話まで出ている状態なので、こういうふうなお話が町の中で充満するっていうのも、ちょっと早いんじゃないかなという気がするのと、もう既に遅いんじゃないかなという2通りがあるんですが。もし今のバイパスの道路に準じた場所にこしらえるという目的を持ったスタートをしているのであれば、もう既に完成と言わないが、近づいていっているのは皆さんもご存じだと思います。そうしたときに遅れを取っていないのか。それとも、今のバイパスとは関係なく、違う場所でこの道の駅構想を考えているんだという、その2点にわけてご答弁願いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

あくまでも道の駅という限定をしているというつもりはございません。

どのような方々が、今協議をというわけですけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、産官学金言労議で構成されたもの、産業界、官庁、学識経験者、金融機関、それから、マスコミ関係機関、労働者、また議会ということの構成で、27年ですから2年半ちょっとになりますか。それで協議をまだ進めている段階でもあります。

その中で、そういう特定の名称も上がっていることもありますし、そうではなくてということも幅広く今議論を進めているところでもあります。

こういう形で、道の駅とか場所も選定して、今議員がおっしゃったとおり、そこだとかここだとかっていうことも、それぞれいろんなご意見がある一つとしてはそういう話もありますけれども、そこに決まったとか、やるとかという話ではなく、今は議論の最中でもございますし、それをやるためには、特産品づくりまたは観光コンテンツをどう進めるかということも議論の中で一生懸命議論をしてもらっているところだと私は考えております。

5 番 岡 本 則 夫 君

極端な話になりますけれども、そうするとまだタイムリミットの後ろの期限っていうのはでき上がってないので、これは1年、2年先なのか3年先なのか10年先の計画を立てて、

そういうふうなプロジェクトを組んで話してるのかその辺をちょっとお聞きしたい。

町 長 野々村 仁 君

どこで終わりとか、どこまでとかっていう終わりは決めてませんが、少しでも早い時点で、その協議がまとまるというか、意見が大半の方々にご承認をいただけるご意見がまとまるという時期が、そんなに遠くなくできるものと私は信じておりますので。後ろはどこまでこういうことを詰めていくということには期日は決めてございませんけれども、少しでも早い時点でこれを実りある具体化、具現化できるような形で取り進めていくという、そういう気持ちでおります。

5 番 岡 本 則 夫 君

お話が繰り返してみたいな形になるんですけども、バイパスに絡めた中の道の駅を建設しようとしているのか、それともバイパスとは、全くかけ離れた状態で、町内のどこかにそれを建設したいという考えで進んでいるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

先ほども申しました、ご答弁をしましたが、再三繰り返しになりますけども、そこはどこということで議論をしなく、総合的な拠点整備ということで、岡本議員が執行方針の中で道の駅という字句がございますということですけども、執行方針には、道の駅ということで、私は書いてございませんので、先ほども交流交通の要となる拠点の整備ということで、皆さんと協議を進めていこうということで、今のところ議論をさせていただいているところであります。

5 番 岡 本 則 夫 君

私の聞きたいのはですね、今のこのバイパス工事に伴うような形の中に近間だとかそういうところに付随して建設したいという考えなのか。バイパスとは全然切り離してくださいと。要するに幌延町の町の中に道の駅を建設したいんだと。どちらかだと思うんですけど、どちらかまで決まってないんだったら、期限が切られると思うんですね。バイパスの付近であったら、バイパス工事に伴って開発から許しを得なきゃいけない。この場所でやりたいとかかっていう。全く町でバイパスと関係ない形で、やるのであれば、それはどこの場所になろうと私は良いと思うんですね。私は道の駅をつくるのを反対とか賛成っていう問題じゃないんです。こういうものを進めていくなら、皆して考えて、知恵を出して進めていこうというのが私の考えなんです。

ただ、今急がれるのは、町の中で聞こえてる話の中では、バイパスに近づいたような形で話される人もいるし、そうでない方は町中につくるんだ。規模はって言ったら、そんなの私知りませんみたいな形だから、少しでも、町の人が知りたいような、お話を伝えたいためには、まずはそのバイパスと切り離れた形でなのか、幌延町の街の中にどっかにつくるという考えなのかその辺をちょっとはっきりしていただきたいなど。

町 長 野々村 仁 君

これも先ほどもお答えしたとおりで、いろんなご意見が今寄せ集められているとの中で、1番この、費用対的に我が町に相応しい拠点というものの自体を今見つけている最中だと私自身は認識をしております。

それぞれバイパスのところという方のご意見もございますし、いやいや町内でという方もいますし、そこは名称がどんな形であろうと拠点整備としての役割を果たす場所または施設というものにどういふものを巡らせるかという、町民の皆さんの多彩なる知恵を絞りながら1本でまとめていきたいというのが私の考えです。

5 番 岡 本 則 夫 君

どうも私の聞こうとしていることと、町長の考えとがですね、噛み合わないっていうのがよくわかった気がします。物事って目的を持ってやるんでね、期日決めて。このものはいつ、どこに、いつごろ時期を決めてということで、話し合いを持っていくんじゃないかと思うけども、まだその辺も出てないということは、私言いますと極端ですけども、まだ山のものなのか海なのかもわからんと、消滅する考えもあるのかなと思っちゃうんですが、もう少しですね、この次の会議の時には、もしバイパスにつながるという形の中でやるんでしたら、時間がないので、早急に会議を進めなければならないし、幌延町のどこかにという形であれば、それはより良いものをつくっていくための時間を使ってやっていただきたいなと思います。これ以上話しても先が見えないのでね。

じゃあもう一つの2点目のほうで、お話を聞きたいと思いますけども、私今から17年以前に、議員させていただいてる時にですね、町長からもお話ありまして、平成元年ころにトナカイ牧場が南沢にできた。そういう中で、これを上山町政時代に、一村一品だというそういう形の中から、トナカイ飼育を進めたいということで、恩田氏とのいろんな話し合いをし、個人株主を募って、そしてスタートしてきた。いろいろなことがあって、南沢、今のトナカイ牧場を建設することになって、あそこに選ばれてやって来たときに、上山町長の考えは、これを頭数を増やして、そしてこれを地場産品、幌延町の一村一品にするんだという。例えば肉であろうと、今現在もやられている工芸品もその一つで進めようとしていたんですが、それは半ばということで、本人も今現在いらっしゃりませんが、宮本町長になられてからですね、飼育費だとか餌代だとか、そういうものが、年間に相当の金額を必要とするということで、頭数を削減して、最初の町長の上山町長がやろうとした、頭数を増やして、肉も食べてもらうとかっていうことから、少しかけ離れて、観光だけの本当の観光牧場になったのではないかと。目的は違ったはずなんですけどもね。観光も含めた中で、地場産品をつくっていききたいということで、進んだと思うんですが。

今、野々村町長の1期が終わりましてですね、今2期目の中で、このトナカイ牧場をどういう形で進めていくのか。今の状態なのか、頭数増やして、拡大して地場産の例えば肉で薫製にするだとか、缶詰工場、そういうものの商品を作りたいとか、そういう人がいたら、やっていただきますよっていうそういう考えなのか。今後のトナカイ牧場の取り組みについて、トナカイの里ほろのべの名前を消さないためには、どういうふうな考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ時系列に今お話をされた中でも、宮本町政のときに、頭数を減らして観光にしたんだとおっしゃられましたけども、そうではなくて、上山町政のときに、会社自体で民間業とそれから観光部門を平成11年から進めてこられたというふうに私は認識をしてござい

ますし、それ以降、それぞれ経過の中で、議会、それぞれで協議をしてきた中で、先ほど議員がおっしゃったとおり、経費がかかり過ぎるんじゃないのかと。頭数はこの程度でおさめたらいいんじゃないのかというご意見等を加味しながら、頭数調整を観光部門では押さえている。けども、民間でやっている、畜産としてやっておられる方の分については、それはそれで増頭をしながら、出荷をしていたというのが現実だったと私自身は認識をさせていただきます。

ですから、私たちが管轄しているこの観光牧場自体を今後どのようにしたいかということでお答えをさせていただければ、やはり今も、先ほども1問目の回答でしましたけども、今幌延にトナカイがいるんだということの認知度がようやく広がってきた。それによってテレビコマーシャル等またはテレビの出演等が、この1年、2頻繁に行われるようになってきたということは、今までのコマーシャル自体がある程度浸透してきたのかなという気がしています。

観光牧場を特段でかくするということではございませんけれども、今はそれぞれ先ほどのことにも関連しますけれども、観光振興計画の中で、それぞれ皆さんに、委員の方々に集まっていた中에서도、聞かせていただいているのは、地元でその肉が手に入らないということで、畜産業やっておられる方に聞いたら、やはり歩留まりが少々悪くなってきて、ここにおろすだけの肉の量が間に合わないということもあって、なかなかそこは噛み合わなかったということでもあります。

私自身は、この観光牧場の中で、畜産としての業をなすということではないけれども、町内に少しでもそういう循環をして、それぞれ製造したいという方々に手の入るような形で、何とか余分な形で肥育ができるような形ができないものかというのは、それぞれ担当のほうとも相談をさせていただきます。

ただ、委託して管理をしているものっていうのは民間の方でもございますから、その人たちの仕事量が増える。また、管理するのに時間がかかるということがあるのかもわかりませんが、その辺を調整しながら、地元で手に入らない部分をトナカイとしてある部分を少しでも担える観光牧場であるんだけど、担えることがあったら、良いかなという気は私自身してますけども、そこがどのような決着をできるかは、まだ協議中でございますので、少しでも、観光をプラスα、そういうトナカイを製造して、少しでもこのトナカイの振興を図りたいという方々に間に合うような形でできれば1番良いかなという気がしています。

逆に言えば、その民間の方がもっと大きくなって、地元で卸せるだけの肉量が確保できればそれが1番良いことだと思うんですけども。現状の中では、なかなか難しいような状態だと私も認識していますので、観光牧場の中で、何とかそういう形で地元で食ができるような形で少しずつ増やせる、上限は決まっていくと思うんですけども、そういう形がとれるかどうかは今検討中でございます。

5 番 岡 本 則 夫 君

そういうことで、地場産の肉としてですね、町外に発信できるような、体制づくりをしたいという考えだなということはわかりましたので、もう一つ違う観点から、町長に答弁をお願いしたいんですが。

今現在、民間でやられてる方の、その方の手を借りなければ、トナカイ観光牧場は、維持していけないのか。それと、維持していただけますよっていう場合にはですね、町の職員だけでやっていくのか。それに携わる専門的な勉強をして、私がやりたいっていう方なんかは今配置されているのか。その辺のことについてちょっと聞き方悪かったのか、要するに、今やられてる、恩田氏の手を借りないですね、観光牧場がこれから振興策の中でずっと続けていける考えなのか、その辺のことで答弁願いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

今は民間の方にお世話になってるというのが実態でございます。

ただ、職員も相当年数一緒にやってきてますし、いろいろノウハウは聞いていると思っておりますけども、まだ町自体で独立して後継者がいるという、そういう形にはなってございません。

この近年、トナカイの飼育したいということで、獣医学科を出ている方々が、この1年、2年研修に来ております。そういう方たちに就農してもらえるような、そういう道筋を少しでも建てようとするように考えています。

5 番 岡 本 則 夫 君

今、素晴らしいお話、ご答弁をいただきましたけれども、ぜひそういうものにですね、力を入れて、町の中で発信していく。要するに町の人方が、幌延町は何をやってんだろかなあというものを少しでも知るためには、今トナカイ観光牧場はこういうことでこうなんだっていう、そういうものも、例えば幌延広報の片隅でも良いですよ。そういう面でこうですよってやってやると、皆はをいよいよトナカイの里になっていくんだなっていう期待もあるだろうし、町の今まで関心のなかった人も、じゃあ俺も燻製づくりに挑戦してみるかなという方もでき上がってくるんじゃないかなという気がするので、そういう面で、これからのトナカイの観光牧場と地場産品の一つをつくるためにもですね。町長筆頭になってね、携わってる職員にも力添えを得て、少しでも早く幌延町が良い町でもって、良いニュースになるような形の流れ持って、進めていってほしいなと思います。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、5番岡本 則夫君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで、11時15分まで休憩します。

(10時58分 休 憩)

(11時15分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議 長 高 橋 秀 之 君

日程第6 報告第1号「平成30年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

報告第1号「平成30年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、提案

理由の説明を申し上げます。

この度、報告いたします、繰越明許費については、国の補正予算により、平成31年度に繰越して使用することとして、「平成30年度幌延町一般会計補正予算（第4号）」において設定しました、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業及び上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業に係る繰越明許費です。

平成30年度内に事業完了が見込まれない、2つの事業について、翌年度に繰り越して使用できるとした、繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、6款 農林水産業費1項 農業費の問寒別地区道営畑地帯総合整備事業4,400万円、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業3,025万円です。翌年度繰越額の合計は7,425万円で、財源内訳は未収入特定財源の地方債7,420万円と一般財源5万円です。

各事業の財源内訳については、繰越計算書に記載のとおりです。

以上、報告第1号「平成30年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

報告第2号「有限会社 幌延町畜産振興公社の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、お配りした別紙の経営状況報告書によりご説明いたします。

まず事業報告ですが、平成30年度は638頭の入牧頭数となり、前年度と比較して50頭の減少となりましたが、預託中の事故については、町営草地開設以来の初めての無事故となりました。

次に貸借対照表ですが、資産の部、流動資産の定期預金が500万円、普通預金が144万111円、未収入金が35万3,724円で、資産合計は679万3,835円であります。

右側の負債の部、流動負債の未払金が115万3,600円、預り金が22万664円で、負債合計は137万4,264円であります。

純資産の部、株主資本の資本金が500万円、剰余金の前期繰越利益金が51万468円、当期利益金がマイナス9万897円で、資本の合計は541万9,571円であります。

純資産合計も同額で、負債及び純資産合計は679万3,835円であります。

次に損益計算書ですが、営業損益の部、営業収益が5,951万4,963円、給料から雑費までの営業費用が5,960万6,687円で、営業利益はマイナス9万1,724円であります。

次に営業外損益の部、営業外収益では、受け取り利息が827円、営業外利益も同額であります。したがって、経常利益については マイナス9万897円で、税引前当期利益と当期利益も同額であります。

次に株主資本等変動計算書ですが、純資産合計が541万9,571円となっております。

次に個別注記表につきましては、発行株式数を記載しております。

最後に、令和元年度の事業計画ですが、草地利用計画につきましては、前年度と同様であり、放牧計画の頭数につきましては、660頭を予定し、平成30年度計画より10頭の減であります。

収支予算については、収支ともに6,402万4千円とし、収入の主なものは、受託事業収入6,143万7千円、受託業務収入35万7千円などを見込み、費用の主なものは、給料1,355万3千円、委託料650万6千円、肥料費1,042万9千円などを予定しております。

以上、報告第2号の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

4 番 無量谷 隆 君

令和元年事業計画の中で、上幌延団地で128ヘクタールある中で30頭っていう肥育頭数なんですけども、去年あたりなかなか牛は放牧されてなかったような気がいたします。ただ鹿の放牧地でないかなという感じがしたんですけども、今後ともこういう頭数の少ない中で、牧場維持をしていくのか、その辺ちょっとお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

一応、牧場としての機能をつくるために少しでも放牧して、去年がそうだったと言われるとおりに荒れていく。そういうところから少数でもそういう維持管理のためにも、放牧をしていくという、これからどンドンどンドン頭数を増やしていただく期待を込めても、この牧区を守っていくという。そうでないと、本当に上幌延団地をどうするかということにも、最終的につながるということですから、上幌延団地は、少しでも有効に肥育も含めて、どういう形で利用勝呂がないかということも含めて、その期待をしているところでもあるということでもあります。

4 番 無量谷 隆 君

なかなか農家から預かる頭数は少なくなってきた中で、やっぱり上幌延団地の考え方を今後考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

草地となる部分はわずかかもしれませんが、草地を牧草取るような格好にするか、していけないと、何かの考えを持ってやらないと駄目でないかなっていうことで、お願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

先月、当初の放牧を終えられたと思うんですけども、現在の放牧頭数が何頭なのかということ、令和元年度の収支予算書の中で受託業務収入が35万7千円ということで、30年度の決算よりもかなり抑えられている金額を当初予算で上げていますけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長 山 本 基 継 君

まず、現在の当初の放牧頭数なんですけれども、南沢369頭、問寒別318頭、合計687頭となっております。ですから、計画よりも若干増えているかなというのがあります。

受託業務収入ですね、35万7千円を計画で見えてまして、決算では、かなりの額が決算したと、今押さえてないですけども、あるんですけども、西天からの液肥撒きというか、堆肥撒き業務が無くなりまして、その分は去年は臨時的に頼まれてまして、撒いた経緯があります。その分を減らしまして、このような額になっております。

3 番 植 村 敦 君

だんだんと委託頭数が減ってきてると。今年は若干増えてるということなんですけども。農家としては、第1番の目的が受精対象牛、これをしっかり管理してもらおうという意味も大きいかなと思いますけども、昨年度の受胎率はどのような形になっているんでしょう。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩いたします。

(11時26分 休 憩)

(11時26分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

3 番 植 村 敦 君

もう1点聞きたいのは、昨年、先程質問あった、上幌延団地が利用されてなかったという状態だったということで、今年春先ずっと私も上幌延団地見て来ました。結構ところどころ、恐らく、今行われようとしてる送電線の工事の関係だと思うんですけども。工事用の仮道路が続いていたりして、土地が使われているという状態で、その辺の利用使用料というんですか、賃貸契約というのがどういう形になってるのか。この公社側入ってくるのかそれとも直接町のほうに入るようになってるのか、併せてお聞きします。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩いたします。

(11時27分 休 憩)

(11時28分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

農業振興係長 新 野 貞 治 君

まず、最初の受胎率のご質問ですけども、こちらのほう、南沢、問寒別団地、両方合わせた全体の数字でいきますと85.4%となっております。

続いてですね、送電線の関係の用地の使用料ですけども、こちらのほう行政財産の目的外

利用ということで、役場のほうで収入を受けてございます。公社には使用料等が入っておりません。

3 番 植 村 敦 君

受胎率が85.4%ということで、これが高いのか、低いのかという、去年は異常気象というか、そういう中で、若干受胎率が落ちたのかなというふうに利用者は見てるんですけども、農家総体での受胎率と比べて、どのような感想を持っているのかお聞きします。

農業振興係長 新 野 貞 治 君

先ほどのご説明した85.4%の数字についてですけれども、例年でいきますと大体近年はそれぐらいの数字と、例年並みです。

ただですね、やはり気象もあるんですけども。近年、後継牛を残されたいということで、雌雄判別の精液を多くご要望を受けておりまして、こちらのほうを使うとですね、精液の活力も通常のものと比較すると落ちているというようなことです。

これらもですね、発育良好なものにつけて初めてですね、結果が出るということで、なかなかこうフィールドで利用した場合にですね、高い通常の精液よりは落ちる数値となっております。私のほうもですね、3年4年ほどですね、この精液に係る受胎率を調べたところですね、大体初回の受胎率が3割ということで、3回目までの受胎率をもとめても35%ぐらいということで、あまり連続して使用しても、効果はちょっと薄いということで、そのような情報もですね。農家の方には、資料として増体なんかとあわせて、お配りしたこともありますので、牧場のほうもですね、本当に授精師さんと協議して、状態の良いものにつけるようには指導しておりますね。そのようなことで、我々本来90%ぐらいの受胎率を目指してやりたいなと思ってるんですけども、若干落ちてるっていうのは、そのような状況が一つございます。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

日程第8 報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、お配りした別紙の経営状況報告書によりご説明いたします。

まず、事業報告ですが、トナカイ観光牧場における入場者数については、観光繁忙期の天候不順等を受けて、宗谷管内の入込客数の減少に比例し、本町全体の入込客数も減少したことから、平成30年度は4万3,421人の入場者数となり、前年度と比較して4,320人の減少となりました。

また、複合的な経営を進めるため、平成30年度から業務を受託している、幌延町産業・地域振興センターの管理運営については、費用の合理的かつ計画的な執行に努めました。

次に貸借対照表ですが、資産の部、流動資産の普通預金が329万6,370円、商品が97万6,184円、未収入金が225万8,680円で、流動資産の合計は654万1,234円であります。

固定資産の工具、器具、備品が56万253円で、固定資産の合計も同額であり、資産合計は710万1,487円であります。

右側の負債の部、流動負債の未払費用が216万5,478円で、未払法人税46万900円、預り金3万4,765円、未払い消費税57万900円で負債合計は323万2,043円であります。なお、未払費用については、トナカイ角細工等の仕入れ、委託料等であります。

純資産の部、株主資本の資本金が2千万円、剰余金の前期繰越利益金がマイナス1,613万556円、当期利益金は0円で、資本合計は386万9,444円あります。

純資産合計も同額で、負債及び純資産合計は710万1,487円あります。

次に損益計算書ですが、営業損益の部、営業収益が3,535万1,560円、営業費用が3,371万6,979円で、営業利益は163万4,581円あります。

次に営業外損益の部、営業外収益では、受け取り利息が76円、雑収入が51万9,829円、合計51万9,905円あります。

したがって、経常利益については215万4,486円となり、税引き前当期利益は同額で、法人税、住民税及び事業税71万1,609円を差し引いた当期損益は144万2,877円あります。

次に株主資本等変動計算書ですが、純資産合計は171万4,958円となっております。

次に個別注記表につきましては、発行株式数を記載しております。

最後に、令和元年度の収支予算ですが、まず、トナカイ観光牧場に関する収支については、収支ともに2,076万9千円とし、収入の主なものは、トナカイ貸し出し336万1千円、受託事業収入1,624万1千円などを見込み、費用の主なものは、修繕費60万円、水道光熱費435万9千円、委託料1,215万3千円などを予定しております。

次に、産業・地域振興センターの管理に関する収支予算についてですが、収支ともに1,099万円とし、収入は受託事業収入のみを見込み、費用の主なものは、従業員給与330万円、委託料162万円、家賃96万円などを予定しております。

以上、報告第3号の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

収支予算書の中でね、餌の売上をどうして0って見るんですかね。

商工観光係長 伊 山 英 貴 君

お答えいたします。

餌の売り上げ入ってないということなんですが、こちらについては、今のトナカイ観光牧場の売店等でテナントとして入っておられる、安心生産農園さん、こちらのほうでやらせていただきたいということで、29年度から、実は進めておりまして、今回0ということで計上してございます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。その安心生産農園さんからこの施設の維持管理費の一部を徴収して思うんですけども、水道なり電気ですね。どのくらい徴収しているか。ここに入ってこないんですか。

それが1点と、それとそのテナント業者さん、安心生産農園は今どういう状態ですか。うまくいってるのか、うまくいってないのかをお伺いします。

商工観光係長 伊 山 英 貴 君

まず1点目ですね。

料理の方を提供していただいているんですが、そちらにかかるガス代については、安心生産農園さんのほうで負担をしていただいております。

水道と電気についてなんですが、当初、安心生産農園さんのほうにですね、新たに28年度から、お願いをしているところではあるんですが、経営の状態がですね、ある程度安定をし、少なからず黒字になってきたという段階で、少しずつ徴収させていただきますということで、お話をさせていただいているんですが、正直そこまではまだいってないという状況ですので、ガス代のみのご負担ということになっております。

それと2点でですね。安心生産農園さんの現状につきましては、主にレストランのほう、売店も含めてですけど、メインとしてやっていたところですが、状況的には、レストランの入りについてはですね、お昼はやはり混むというお話をいただいているんですが、それ以外の部分で安心生産農園のほうでも、昼以降のですね。入り込みなり、利用客を増やしたいということで、カフェの営業等々を続けていただいております。正直そこまで伸びていないということをお話をいただいております。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

毎年ね、安心生産農園からはね、事業報告書というのを提出してもらってないんですか。帳簿を見て判断してね、水道とか電気代とかもらってないのか。それとも、ただ、お話の中でそういうまだ黒字のほうにうまくいってないようだからもらってないのか。それどちらで判断したんですか。

最初の約束事ですね、きちんと事業報告書を提出して、その上で毎年お話ししましょうということ。その施設が目的に沿った使い方されてるかどうか判断する基準だというのが委員会の届け出があるんですけども、その辺をどういうふう処理されているんですか。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問についてお答えいたします。

経営状況の報告については、毎年度決算終わった時点で報告を受けて、判断しているところなんですけども、やはり先ほどご説明あったように収支の部分ですね、まだ安心生産農園

さんで出せるような状況には至っていないというところで、現状ガス代のみというような形になっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

お諮りします。

この際、日程第9 諮問第1号と日程第10 諮問第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号と諮問第2号を、一括議題といたします。

諮問第1号と諮問第2号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

法務大臣による人権擁護委員の委嘱にあたっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が推薦委員の候補者について、議会の意見をお聞きしたのち、推薦手続きを行うことになっております。

諮問第1号の稲垣 紘順氏につきましては、現在も幌延地区を担当していただいておりますが、任期となっております。令和元年9月30日を迎えるにあたり、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

稲垣 紘順氏は、平成19年4月1日から人権擁護委員に就任され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権の尊重に深く理解を示しておられます。特に人権の花運動を通じて、小中学生に対する人権啓発活動に力を注がれるなど精力的に人権思想の啓発に努められていることから、人権擁護委員に相応しい方として、再度推薦させていただこうとするものであります。

諮問第2号の高木 由香氏につきましては、現在、問寒別地区を担当されている三好 和夫氏の任期満了に伴い、その後任となる人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

高木 由香氏は、率先して参加している地域のボランティア活動を通して、障害者等社会的支援を要する人々への人権侵害に強い関心があり、人格識見高く、広く社会の実情に通じるとともに、地域事情に精通され、地域の人望も厚く、人権の尊重に深く理解を示しておられることから、人権擁護委員に相応しい方として、今回新たに推薦させていただくものであ

ります。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、諮問第1号と諮問第2号は、討論を省略し、原案のとおり適任とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、適任とすることに決定しました。

日程第11 議案第1号「幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山本基継君

議案第1号「幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」提案理由を申し上げます。

幌延町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画で、策定にあたっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただいているところではありますが、この度、計画の一部を変更することといたしました。

計画の変更にあたり、同条第7項の規定に基づき、北海道と事前協議を行ったところ、令和元年5月30日に異議のない旨の協議が整ったことから、本定例会において議会の議決をお願いするものです。

それでは、別紙様式4の「過疎地域自立促進市町村計画」の変更表に基づき、変更の内容についてご説明いたします。

今回の変更は新規事業として、IP告知システム更改事業、農業用水道施設改修事業、下沼地区飲雑用水施設改修事業の3件を追加すると共に、幌延福祉会こざくら荘支援事業と東が丘スキー場改修事業に関する事業内容を変更するものです。

まず、追加する新規事業についてですが、IP告知システム更改事業については、サーバー環境のクラウド化を図り、安定的なシステム運用とスマートフォンアプリから告知情報の取得を可能とする改修に加え、各家庭などに設置している告知端末機の入替を行うもので、地域住民にとって利便性の高い情報通信基盤の確保を目的としております。

次に、農業用水道施設改修事業については、漏水探査用量水器を水道管に設置する工事で、断水時間の短縮を図ることを目的としております。

次に、下沼地区飲雑用水施設改修事業についてですが、現在取水施設に設置しているシー

ケンサーは耐用年数を超えていることから、その更新を図るものであり、併せて行う非常用発電機の設置によって、不測の事態に備え、安定的な農業用水道の運営に寄与することを目的としております。

続いて、事業内容の変更を行う2つの事業についてですが、まず、幌延福祉会こざくら荘支援事業については、福祉車両や介護ロボットの整備に加え、西天北五町衛生施設組合が製造するペレットを燃料としたボイラー設備への改修を追加するものであり、燃料費の削減により経営の安定化を図り、高齢者福祉サービスの向上に寄与することを目的としております。

次に、東が丘スキー場改修事業については、圧雪車の整備に加え、スキー場管理棟の整備を追加するもので、地域住民の健康の増進や青少年の健全育成を図ることを目的としております。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

問寒別・上問寒・中間寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、既に議会の議決をいただいているところですが、計画内容の一部を変更する必要が生じたので、同条第8項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

整備計画書の内訳により説明申し上げますので、4枚目の別添3.公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

表内の上段にある括弧書きの金額が変更後の金額となり、括弧書きされていない部分については、変更はございません。

今回の変更内容ですが、施設名が道路の区分6行目、橋梁長寿命化改修事業は、事業費に

変更ありませんが、今年度の国庫補助金が減額になる見込みであることから、財源内訳の特定財源を減額し、一般財源を増額することになりますので、辺地対策事業債を9,850万円に変更するものです。

次に、施設名が電気通信施設のIP告知システム更改事業は、災害に強く利便性の高い新たなIP告知システムを導入し、情報通信基盤の強化を図るため、今年度実施する事業で、計画期間の予定事業費は1億7,828万8千円、辺地対策事業債は2,390万円を追加するものです。

この計画に基づいて発行する辺地対策事業債は、元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債となります。

なお、計画の変更に関する北海道知事との協議につきましては、令和元年6月5日付で協議が整っております。

以上、議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、13時10分まで休憩します。

(11時58分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第13 議案第3号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第14 議案第4号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」、日程第15 議案第5号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」の3件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までを一括議題といたします。

議案第3号から議案第5号までについての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

ただいま、一括議題となりました、議案第3号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、議案第4号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」及び議案第5号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町が加入しています、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の構成団体が解散脱退したことに伴い、各組合理約を変更する必要が生じました。

この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項の規定により各組合加入している地方公共団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

構成団体についてですが、議案第3号から議案第5号の組合に加入している北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合については、平成31年3月31日をもって解散し、また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入している十勝環境複合事務組合については、平成30年3月31日をもって解散し、それぞれ脱退することとなりましたので、各組合理約の別表からそれぞれの団体を削除するものです。

それぞれの附則につきましては、許可のあった日から施行する規定となっております。

以上、議案第3号、議案第4号及び議案第5号についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第6号「業務請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第6号「業務請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき業務請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

契約の目的は、幌延町地域情報通信基盤IP告知システム更改業務であります。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約金額は1億7,127万

円。

契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地 東日本電信電話株式会社 北海道事業本部長 高橋 庸人氏と現在、仮契約中であります。

請負業務の内容は、町内全域に光ファイバーを敷設し、役場と各世帯を結び、行政・防災情報などを提供する双方向告知システムの構築及び地上デジタル放送難視聴地域の解消を図るとともに、超高速インターネットへの接続環境を整備し、本町全域における通信格差是正を目的に、平成22年度に関係工事を行い、平成23年4月から運用が開始されてから、約8年が経過しております。

告知端末機の故障が増加傾向に加え、端末機及びサーバー等の保守期限が近づいていることにより、安定的な通信機能を保つため、機器更新とサーバーのクラウド化などを更改しようとするものであります。

なお、プロポーザルの参加表明は1社であり、工事期間は、議決後に本契約を締結し、完了予定を翌年2月末としております。

各世帯に設置の告知端末機については、現在の予定では、11月ごろから順に交換作業を行ってまいります。旧告知端末機も、取替後の端末機も併用して使用することが可能でございます。

以上、議案第6号「業務請負契約の締結について」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

5 番 岡本 則夫 君

現在使われてる端末機のない方の場合は、どういうふうな対処法なんですか。

総務財政課長 藤井 和之 君

現在設置がされていない住宅、こちらについてはですね、現状も一応規定上では、例えば2世帯住宅ですとか、そういった部分の流れは変わりはないという理解でおりまして、ただこの運用のときにですね、当初設置を拒否されていた世帯も確かあったと思います。そういったところについては、引き続き設置をしてくださいという促しをします。ただ、あくまでも個人との了承のもと設置しなければいけないので、そういったところについては、もしかするとそのまま未設置の助成が続く可能性はあるということです。ただ、現状ついていないところについては、もう1回もう一度精査して、つけれる環境下にあるのであれば設置をするということで考えております。

5 番 岡本 則夫 君

これに対して、無料で取りつけるのか。それとも個人負担があるのか。その辺のことを。

総務財政課長 藤井 和之 君

そのときにですね、確か有料になるというような説明をされたと思います。

今回についてはですね、流れはあくまでも交換ということなので、考え方については変えるつもりはございませんけれども、今現行ですね、例えばその全体の工事の中でもし調整が可能であれば、そしてその条件が合うのであれば、そういったところが配慮できるのか、考慮できるのかを検討して判断したいと。

今現時点ではちょっと申し上げられませんが、その工事が始まってからちょっと検討させていただきたいなと思います。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

ほか、ありませんか。

2 番 斎賀弘孝君

8年前と比ると、今回大体何台ぐらい設置することになるのか。告知端末機ですね。幌延町内で。

今の関連あるんですけども、やはり8年前の家庭、家の状況と違って、今度は告知端末がそういうふうな端末であれば、旧告知端末とも一緒に使えるということで、2世代住宅で違うところにつけてほしい。また1台でいいから場所を変えて、玄関なり違う部屋に取付けに、それをつけてほしいという、そういう工事をね、町民の要望もあるかと思うんですよね。そういうのはどういうふうに把握して、処理していただけるんですか。

総務財政課長 藤井和之君

私の拡大解釈かもしれませんが、新しい告知端末機を設置して、古い端末機も、もし違う部屋に設置したいという要望があった場合ですね、物理的には可能でしょうけども、故障時の対応はできないこととなります。ですから、それを設置したことによって、故障したときに、また代えてくれというような要望がもしあったときですとか、そういった想定をすると、なかなかちょっとその後のフォローができないのかなということを見ると、今の現状、代えようとする端末機と今現状のものを1対1で交換するというような考え方しかとりあえずならないのかなと思ってます。

もう一つ、当初ですね、1,270台程度だったと思うんですが、設置台数がですね。今回もですね導入台数、購入台数は1,300台を予定してます。

この差というのは、やっぱり故障したときの予備機ですとか、そういった要件がその30台で足りるのかっていうとちょっとわかりませんが、そういうことも考慮しながらの1,300台多いを今購入しようとしているものでして、特段これから飛躍して、例えば台数が増えて、ここもそこもとになった場合については、当然備品で予算計上させてもらって対応しなければいけないこととなりますし、今の現状では過去の継承、考え方をそのまま継続して設置、交換をしていきたいなというふうに考えております。

また室内の工事につきましては、工事の業者が以前も、確かそれぞれの家庭ごとにどこに設置しますかとか、壁ですか置きますかですとか、そういった内容のやりとりの中で工事をしたと思います。今回の工事についても、恐らく、場所を変えてくださいって言ったことについては、大幅に変わらない限り対応してくれるものと考えておりますので、その辺はちょっとまだ仮契約で、交渉もできない状態なのですが、要望としてはそういうことは伝えることが可能かなというふうに考えております。

議長 高橋秀之君

ほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第7号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき財産の取得について議会の議決をお願いするものであります。

1. 契約の目的は、幌延町自治体ネットワーク施設機器等購入で、品名及び数量は、業務用パソコン113台、増設用メモリ22個、Windows10ライセンス22ライセンス、Windows Office 2019ライセンス135ライセンスであります。

契約の方法は、見積合わせによる随意契約で、契約金額は、3,256万円。

契約の相手方は、天塩郡幌延町2条北1丁目7番地 ダーシェニカ 代表 長山 拓矢氏と現在、仮契約中であります。

自治体ネットワーク用のパソコンにつきましては、単にパソコン購入だけでは済まず、セキュリティの観点から、最新のOSにしておく必要があります。したがって、2020年1月にサポートが切れる前までに更改が必要となり、数量も膨大となるなど、購入から導入設置まで期間を要することになります。

また、今回パソコンの更新時にOSがWindows10及びOffice2019にバージョンが上がることに加え、サーバーも同時期にサポート切れとなります。

ネットワークを構築する関係から、パソコンとサーバーが連動されていることも踏まえ、サーバーの更新委託作業が先に完了され、その後にパソコンの設定作業が必要となってくることから、機器の準備も含め、安全に完了するため、契約期間は、翌年2月末までとしております。

なお、サーバーの更新委託業務につきましては議決を必要とする契約額ではないため、この度、ご審議いただくことになっておりません。

以上、議案第7号「財産の取得について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高橋秀之君

これより質疑を行います。

ありませんか。

2 番 斎賀弘孝君

現在使われてる更新されたパソコンはどのように処分というか処理していくのかお伺い

するのが1点と、2点目として、ノートパソコンなのかデスクトップパソコンなのか、お伺いしたい。

それと単純な問題なんですけど、3つ目として、113台パソコン、業務用を買うのに、メモリーが22個っていうのは、どういうふうに増設していくのかお伺いします。

総務財政課長 藤井和之君

お答えいたします。

まず処分方法についてはですね、行政機関で使っているパソコンにつきましては、個人情報等が記憶されているパソコンがほとんどだと思います。この点例えば中古で売って、その後というわけにはいかず、やっぱり物理的に処分する必要があるということから、専門業者をお願いをして、物理的な破壊をするというような仕組みで考えております。これは別添当初予算で計上してまして、その作業が済み次第、処分の業務を行っていきたいというふうに考えております。

続いてパソコンの種類でございますけども、現行職員についてはデスクトップがほとんどでございます、一部でノートを使っている部署がございます。例えば税務ですとか、そういったところについては、町外で使う可能性があるということでは、ノートを使っているというふうな事情を考慮しまして、デスクトップパソコンが106台。ノートパソコンが7台の計113台という内訳になっております。

また、増設用メモリーについてです。現状ですね、この台数だけで全ての役場内のパソコンが全てではなくて、そのほかにもパソコンがあります。この部分の22台というのは、そのパソコンの機械はそのまま使うということで、Windows10というオフィスをインストールする上では、現状のメモリでは対応できないという判断をしまして、増設用のメモリーを22個購入するという内容になっています。したがって、そういうことで、パソコンを113台、増設用メモリーは22個ということで、合計135という部分の数字になります。

2 番 斎賀弘孝君

このダーシェニカをお願いして、使ってるパソコンをうまく規定に則ってね、処理していただけないのかっていう構想はしてみたんですか。

総務財政課長 藤井和之君

提案理由でも説明しましたが、現状今のパソコンの販売は、OSがWindows10というものにしか多分販売しないと思います。

例えばWindows7というもので、そのまま使うのであれば、もしかすると機械としては、機能して動ける動くんじゃないかなと思いますが、Windows10というオフィスを導入することで、再利用できるかとなると、恐らくですね、かなりの稼働の負担がかかって、操作性というか、安定的というか、そういう部分に支障が出るのではないかっていうような予測も立ちます。

そうすることから、我々の考えとしてはですね、今現状使えて大丈夫なものについては、メモリーを増設して、多分大丈夫だろうという判断をしたっていうのが22台分ということで、仮にそのダーシェニカに依頼したとしても、うまく安定できないことを本当に民間

の業者さんが自信をもって、例えば中古として販売できるのかってということについては、それぞれの企業の考え方になるかと思いますが、あまり適正ではないのかなというふうにも考えるところでは。

冒頭言いましたように処分については、物理的に破壊をさせていただくということでは、こちらのほうは、ハードディスクだけではなくて、メモリー部分もやっぱり破壊しなければ、その接続点というのは、メモリー部分に記憶されることですので、そういうところで、行政機関のパソコンについては、安全に処分をしたいというふうには考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第8号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第8号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、庁舎等の警備体制の変更、集落機能維持のサポートに取り組む集落支援員の活動費、北海道からの職員派遣、老朽化した建設機械の延命化に係る所要額など、緊急課題に対応するための予算を計上しております。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,986万8千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を50億4,486万8千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款 国庫支出金3,668万9千円の減、19款 繰越金3,088万2千円の増、21款 町債3,490万円の増などで、歳入合計2,986万8千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款 総務費577万4千円の増、3款 民生費413万7千

円の増、6款 農林水産業費847万円の増、8款 土木費600万円の増、10款 教育費536万7千円の増などで、歳出合計2,986万8千円の増額補正です。

第2条 地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

IP告知システム更改事業では、既存告知端末の処分費用が含まれていたため、地方債限度額1億7,820万円を1億7,710万円に、国の社会資本整備総合交付金の減額により、建設機械整備事業の地方債限度額1,800万円を4,300万円に、橋梁長寿命化改修事業の地方債限度額2,860万円を3,960万円に補正することとし、地方債限度額の合計は8億2,780万円が8億6,270万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

20ページをお開きください。

2款1項1目 一般管理費では、庁舎の警備体制を機械警備化したことにより、庁舎警備委託料529万5千円の減、ひかり電話移行費等に係る手数料21万円の増です。2目 自治振興費の地域コミュニティ形成事業では、地域人材育成ネットワーク形成支援業務委託料167万8千円の新規計上、集落支援員運営事業では、3人の集落支援員の活動費として、220万1千円の新規計上です。

22ページをお開きください。

7目 企画費のプレミアム付商品券事業では、10月以降の消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的に実施することとし、事務費を含めて359万4千円の新規計上、地域おこし協力隊運営事業では、おためし地域おこし協力隊の受入れや募集に要する経費等で225万4千円の増です。

3款1項3目 老人福祉費では、養護老人ホームの入所措置に要する経費で老人福祉施設入所者措置費234万円の新規計上です。

24ページをお開きください。

3款2項4目 児童福祉施設費では、10月以降の幼児教育・保育の無償化に対応するため、子ども・子育て支援システム改修業務委託料154万3千円の新規計上です。

6款1項2目 農業振興費では、産業振興施策の推進を図るため、北海道から職員派遣に要する経費で、北海道派遣職員給与費等負担金847万円の新規計上です。

8款2項1目 道路維持費では、老朽化した建設機械の延命化に要する経費で修繕料600万円の増です。

26ページをお開きください。

10款2項1目 学校管理費の間寒別小中学校改修事業では、翌年度以降の工事实施を見込み、体育館天井改修工事实施設業務委託料215万6千円の新規計上です。

28ページをお開きください。

10款4項1目 社会教育総務費では、3ヵ所の社会教育施設の警備体制を直営化したことによる警備業務の臨時職員に要する経費で754万円の増です。2目 生涯学習センター費では、警備体制の変更により、幌延町生涯学習センター及び間寒別生涯学習センターの警備委託料676万9千円の減です。7目 体育館費についても、警備体制の変更により、総合体育館警備委託料281万6千円の減です。5項2目 学校給食費では、厨房機器の更新

等で修繕料285万2千円の増です。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

12款1項1目 民生費負担金では、養護老人ホーム入所者の利用者負担金77万1千円の新規計上です。

14款2項1目 総務費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業の財源として、プレミアム付商品券事業国庫補助金359万4千円の新規計上です。2目 民生費国庫補助金では、幼児教育・保育の無償化に対応するために実施する子ども・子育て支援システム及び障がい者福祉システムの改修費用の財源として、地域子ども・子育て支援事業国庫補助金202万9千円の増です。4目 土木費国庫補助金では、建設機械整備、橋梁長寿命化改修及び除雪業務等に係る社会資本整備総合交付金4,231万2千円の減です。

19款 繰越金では、収支不足の財源として、繰越金3,088万2千円の増です。

平成30年度決算見込みにおける繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が2億円程度になることから、繰越金の当初予算額と今回の補正財源を除きますと、1億3千万円程度が留保財源になると見込んでいます。

21款 町債では、下沼地区飲雑用水施設改修事業の財源として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を予定していましたが、過疎対策事業債に290万円を振替え、IP告知システム更改事業の財源として、過疎対策事業債を予定していましたが、一部を辺地対策事業債に2,390万円を振替えています。

その他の事項につきましては、第2条地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第8号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

21ページの地域コミュニティ形成事業についてお尋ねします。

委託料の地域人材育成ネットワーク形成支援業務で167万8千円見ているんですけども、これを委託することによって、町民にどんな形で結果が見られるんですか。つまり、製本した何か本ができるのか、それとも何か活動で町民に見返りが来るのか、そこら辺を説明していただきたいと思います。なぜならば、当初予算で地域コミュニティ形成業務委託料ということでもう既に253万円の予算が計上されてるんですけども、またここで別の項目で委託料ということになっているのでそこら辺がちょっと説明いただきたいと思います。

それと集落支援員3人ですね。これ町内をどのように区分して3人の方に集落支援員として、誰がなるのか、どのような方がなるのかわかんないんですけど、どのように分けて3人という数字になったのかっていうのをお尋ねしたいと思います。

この集落支援に対する業務の内容、任期ですね。その中で費用弁償がありますね、集落支

援に対して費用弁償が5万4千4百円。集落支援員の活動費に5万1千3百円。誰がどうなるかわかりませんが、集落支援員が活動するから費用がかかるんであって、この活動費と費用弁償、どういうふうに区分して見ればいいのかお尋ねします。

議 長 高 橋 秀 之 君
暫時休憩します。

(13時45分 休 憩)

(13時45分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

生活環境グループ主幹 山下 智 昭 君

お答えいたします。

まず、地域人材育成ネットワーク形成支援業務がどのように町民に効果が及ぶのかという点なんですけれども、当初、委託料として計上しておりました地域コミュニティ形成業務に関しましては、基本的には地域集落の課題を収集するという目的のもと、地域や集落のイベント等に参画させていただいて、そこを通して、人材や団体と連携しつつ、情報収集するというものでしたが、今回地域人材育成ネットワーク形成支援業務に関しましては、主にお試し地域おこし協力隊を受け入れるにあたっての必要な講習、あるいは、集落支援員さんたちの人材育成を担ったり、あるいは先進地視察を行うにあたっての現地との調整等を含むものでございます。

そして、集落支援員の運営事業の集落支援員3人の町内での役割ということでございますが、それぞれ配置するのが、それぞれの集落ごとに、適任を選任していきたいというふうに考えておりますけれども、今後、その委嘱に当たっては、人選しながらの決定となっていくと思います。

そして費用弁償でしょうか。こちらは集落支援員さんの各種コーディネーターになるにあたっての研修等、受講費用を費用弁償として計上しております。

まず活動としての報酬というのが108万円ということで計上しております。こちらは既存の地域おこし協力隊の活動に対する賃金報酬等、これを基準として月ごとの報酬を定めております。

そして、そのほか集落支援員の活動費と呼ばれるものに関しましては、車の車賃であったり、あるいは地域おこし協力隊と同一の水準で活動を展開してもらうという予定になっておりますので、住宅手当相当分などを見込んでおります。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

地域おこし協力隊と同水準で活動してもらうための経費だというふうに私は前に聞いたんですけども、私が最初に聞いたのは、この集落3人というのは、幌延町をどういうふうに分けて3人という方を人選するのかっていうのがまだ聞いてないんですよ。その2つをお願いします。

生活環境グループ主幹 山下 智 昭 君

集落支援員の要綱に関しまして今後定めまして、適当な人材を人選していくということになりますけれども、集落の事情に精通している方というのを、ピックアップしていくという

ことになりましたが、まだ現時点では委嘱のほうが進んでおりませんので、これというものではございません。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

すいません。私の聞き方が悪いんですけども、集落支援員3人って出してますよね。幌延町をどういうふうに分けて3人というふうに出たのかっていうのを伺いたい。

生活環境グループ主幹 山 下 智 昭 君

お答えいたします。

今回その人員に関しての数ですね、3人ということに関しましては、初年度ですので、1人がいいのか2人がいいのかということもございましたけれども、まず、何をさせていただくのかという目的がございましての3人程度が適当であろうというところございまして、この3人をそれぞれ集落であったり、集落の事情に通じている方を選定しながら、先日申し上げたその基幹集落とその他の周辺の集落、これを支援していくにふさわしい人材を見つけて選定していきたいというふう考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

関連があつて先ほどから聞いてるんですけども、23ページで地域おこし協力隊運営事業の予算が増えたのは、これはお試し協力隊を募集するのに使うっていう話でした。お試し協力隊は、前の委員会でその行事ごとにお試し協力隊の人に入ってもらって、その人がこの幌延町にふさわしい協力隊員なのか、地域の人判断して協力隊になってもらうということでした。現在、地域おこし協力隊っていう人は幌延町に何人の方がいて、どういう活動、どういう分野で活動されているのか、伺いたいのがまず1点。

それと今後、幌延町で地域おこし協力隊なるには、お試し地域協力隊にならないと地域おこし協力隊になっていけないのかということですね。

それと3点目に地域おこし協力隊、それから集落支援員、これを5ヵ年計画で、幌延町の地域力低下しているのをの元気にするんだということでしたが、町長の任期は4年で、4年間の中で判断するのが1番いいんじゃないかと思ったんですよ。町長の今やりたいということだから。4年で結果が見えるようにすることはできなかったのかどうか伺います。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

では、私のほうから現在の協力隊員のことについてお答えさせていただきます。

現在、幌延町の地域おこし協力隊につきましては、観光振興の業務、これを主たる目的として、活動いただいております。

現在2名の隊員が活動しております、地域の魅力発信ですね、これを中心に観光の見どころの情報を把握、発信というようなことで主に活動しております。

そのほか、地域の行事のお手伝いだとかってというのはやってはおりますけれども、今の現在の主な業務といたしましては、観光振興ということになっております。

生活環境グループ主幹 山下 智 昭 君

2点目の今後、お試し協力隊関わらなければ、本格的な協力隊になれないのかという点でございまして、今回私たちのほうでこの集落支援という分野でお試し協力隊を導入し、そこで見極めた上で、本格的な協力隊を採用していきたいというふうに検討しておりますが、最終的にはこの地域運営組織等による集落支援センターで、集落支援対策を実施していきたいというふうに考えておまして、それにあたっては、やはり地域の皆様とのコミュニケーション能力であったり、地域の皆様とよりよく、日常生活支援等ができる方というのが対象になってきます。

現在全国的に協力隊が任期1年を待たずしていなくなってしまうという事象が発生しております、これの解決策として、お試しで地域交流活動を実施していただくという制度ができておりますので、それを最大限に活用して、本当に地域にとって集落にとって必要な人材というのを見極めた上で、本格的に導入を図っていきたいとするものですので、必ずしもそれがイコールというものではなくて、今回の事業に限っては、そのような手法を取らせていただいたという点でございまして。

副町長 岩川 実 樹 君

集落支援事業の期間のことについて私のほうからご答弁申し上げます。

この集落支援事業につきましてはですね、まず関連、関わる人達、機関とかがいろいろあります。例えば地域の方ですとか、集落支援関連団体とか地元の団体ですとか。あるいは、集落支援員などの外部人材。そして、地域おこし協力隊ですとか。もちろん、役場も関わってきますけれども、それらの方の意識がやはり一致しなければ、なかなか進んでいかないものですので、まずはしっかりその意識の共有を図りながら進めていきたいと考えております。それで、今年度はそういったことも踏まえて、地域の状況の調査ですとか、人材の掘り起しみたいなことをやっていきつつ、2年目には、その課題をどういうふうにしていけるのかということをそれぞれ検討していきたいんですが、そこもやはり一致しなければ、先に進まないということで、あまり性急に行政側のほうから動いても、これはうまくいかないんじゃないのかなということで、じっくり醸成する必要があるんだろうというふうに考えてます。

3年目ぐらいには、集落の未来像みたいなものを皆で話し合っただけですね、将来この地域はこういうふうにしていく、何が必要で、どういう機能をもっと補っていかなきゃならないのかというようなことを皆で共有して、それに手当てしていくということを皆で考える期間が必要です。

そして、4年目5年目でできれば実証的な取組をしていきたいと考えていますので、できれば野々村町長2期目の4年間であれば1番望ましいことなんですけれども、やはりこれ

は、将来的に町のこの集落維持というのは、誰が町長であってもこれは必要なことですので、これは行政が継続して取り組んでいくべき課題だと考えておりますので、少し時間をかけて、しっかり取り組みたいなというふうに考えてございますので、ご理解をよろしく願いいたします。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

先ほど山下主幹が説明していた、なかなか1年で地域おこし協力隊が合わなくてやめてしまうという方がいるという例の話がされていましたが、幸い幌延町においては、今まで来てくれた地域おこし協力隊の皆さんは任期を全うされて、中には幌延に残っていただいて、ずっと継続されているから、皆さん立派な活動して、地域に根づいた活動してくれたわけですから、地域おこし協力隊の心配をすることはなかったんじゃないかなと思うんです。

それで、先ほど角山主幹の方から、今どんな活動してるって聞いたら、町の魅力、観光の発信をしてるって言いましたよね。町の魅力発信だという言葉を使ってました。この町の魅力発信に重点を置いた活動を想定したのが平成27年度で、地域おこし協力隊が来たのは平成27年です。その時に、地域おこし協力隊の想定分野として、1番目に町の魅力発信、2つ目に住民の生活支援、3つ目に地域協力活動、4つ目に住民交流支援、この4つを項目を挙げたんですよ。27年度に町の魅力発信やったのならば、28年、29年とせっかく活動想定分野を4つ設けたんだから、それを一つ一つクリアして来れば、今、やろうとしている地域コミュニティ形成事業等とかまで心配りしなくても、この想定分野に沿って地域おこし協力隊の人とやっていけば、よかったんじゃないかなと思うんですけども。

せっかく地域おこし協力隊でお試しでやってきても、やっぱり私に合わなかった。集落支援員、副町長は、外部人材だって言ったんですけども、山下さんは内部のほうから選ぶんですよね。内部人材だと思うんですけど、その方もちょっと集落支援員として私も難しいわ、途中で任期途中でやめてしまったら、今から想定した5年間も持たないで、新しい人材の入れ替わり入れ替わりで、また最初からやり直しやり直してというふうなことならないかと心配してるんですが、そこら辺はどういうふうにしていこうというお考えかをお伺いしたいのと、山下主幹が言っていた集落支援センターというのは、建物なんですか。それとも、みんな集まった団体が集落支援センターということになるというふうに今思ってる良いのかどうかお伺いします。

生活環境グループ主幹 山下 智 昭 君

内部人材と外部人材についてなんですけれども、基本的には行政の枠外からいろんな人を登用しましてですね、活用していくのが、外部人材制度というふうに言われておりますけれども、たくさんの制度がございますけれども、その一つに、集落支援員であったり、地域おこし協力隊という位置付けが国のほうでされているところでございます。

ただし、集落支援員に関しましては、内部の事情に精通した方を対象にしているという点がございましたので、基本的には市町村の区域内で事情に精通している人を発掘していくという作業でございます。

地域おこし協力隊は都市部から地方に入ってくるという条件がございますので、これは必然的に、本当の意味での外部から入ってくる人ということになります。

そして集落支援センターに関しましては、これは一つの機能というふうに理解しているところをごさいますて、集落にとってその集落の住民たちが真に必要と望んだ機能を果たす拠点、支援の拠点という意味合いでございますので、何かしらの拠点の施設で支援を展開していくことになろうとは思いますが、イコール建物というよりは、その支援の拠点という概念でございます。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

先ほど斎賀議員の質問に関連してくるんですけども、先の委員会でも、集落をどう捉えるかということで、委員会でも、さまざまな委員の意見になってしまったと思っています。ここで集落支援員を3名ということで予算計上しているの、その担当課ですね、この集落という定義をしていないとこういう議論にならないと思うんですけども。なので、委員会ではその町内会単位みたいな話だったり、ある地区では、雄興地区2件の地区をじゃどうするんだみたいな話になってしまっていて、それは私の考えた定義とか、集落ではないんじゃないかというふうに思っています。なので、担当課としてこの集落どう捉えているのか。まず、そこをお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

先ほどから集落、3人という人数が出てくるために、そこはもうあたかもそこに配置をしているようなニュアンスに取られていると思いがちですけども、そういう意味でなく、委員会の中でお話をしましたけれども、今年1年はそれぞれについて、こういう講演だったり、それぞれの集落のイベントにそれぞれ付き添いながら、どういう形でこういうことを、集落としてやっておられるのかっていう、そういう総体的な調査事項を含めながら、それぞれの集落的な要素で何が問題があるかということをお聞きしたいんですけども、それは集落の張りつけがあるんだと私自身は思っています。

今回の1年間は、町民全体がそれぞれこういうコミュニティ形成事業の情勢をどのように町民の方々が、大事に守ってくれるかということの期間でもあるということ。

ただ、ここに1人しかいないって言ったら、1人で大変あっちもこっちにもということ自体が大変だし、もしくは希望があるんだしたら、やっぱりそのぐらいの人数ぐらいいるだろうということで当てはめはしないですけども、基幹集落として見る集落ってというのは、私が想定している部分で、担当ではなくて、それは問寒別なら、問寒別が。問寒別市街地が基幹集落だとすると、中間寒、東上問寒、雄興全部、こういうまとまりの枝にある、そこが一つの基幹集落。こっちで言えば、ここの市街地が基幹集落であって、下沼、上幌延、それから開進そういうところが繋がって基幹集落と見る、そういう形もあるんじゃないかという気がしています。そのために、それぞれの今挙げられたその枝葉になったところの機構まとめに、お手伝いする方が3つぐらいがあるのかなというところは見えてくるかっていうことなんですけど、今その3人をそこに当てはめるとかっていう話をしてはいるわけではなくて、希望して来てくれるかどうかはわからないんです。協力隊に3人欲しいと言っても1年ずれて入ってきたり、2年ずれてきて入ったりするわけですから、まずは今回そういう形で皆さんに、お

願いをしたのは、今回は、町民みんなが講習を受けて、この情勢をどのようにこのコミュニティ形成をするかということをおの土壌の中できちんと勉強する時間と、それぞれ、もう今活動されている方々のそういうところの意向をきちんと把握をしながら、どう張りつけるかというところの期間であるということで、暫定的にこういう予算の配置をしないと、募集もできないということでここに挙げさせていただいているとそういうふうに思っていたいて良いかなと思います。

7 番 西 澤 裕 之 君

何か、担当の山下主幹と今の町長の答弁だとちょっと何かずれてるんじゃないかなと思います。その集落支援員ってお試し協力隊ではないですよね。

町 長 野々村 仁 君

なぜそこに集落支援員のところに当てはめるかが私もよくわかりませんが、お試し隊員の今お話をしてるんですね。

集落支援員は内部で担当が言っているとおり、やっぱり内部で見つけられるのは内部にしたい。それか、町内に精通した方が、やっぱりそういうことで動いてくれるのが良い。それをサポートしながら、ここに生活して、どうやって関わってくれる、協力隊員ですよ。今の観光と同じように、そういうことのためにこの3人がこういう枠で取れないかということの予算付け。別に全然私は山下主幹とずれてるというふうに認識をしてません。

7 番 西 澤 裕 之 君

そのお試し協力隊員と、この委員会の説明でもですね、お試し協力隊員と集落支援員と別々になって、分かれているんですよ。今言った、集落支援員が、市町村、その集落に精通している人が望ましいということで、先ほど山下主幹のほうからお話あったので、私は、お試し協力隊員と地域集落支援員って別だというふうに感じて聞いてはいるんですよ。

町長の答弁だと、お試し協力隊員がそういうふうになっていくってというような答弁だったのかなというふうに思ってそういう話をしました。

それで、今町長のその答弁だと、ある程度想定している集落が、こういう集落、こういう集落っていうふうに私も考えるので、さっき山下主幹の話と被るといえるか、集落に精通している人が集落の困っていることだったり、なんだかを調査するってというような話になってくると思うので、そう考えると、集落っていうのはある程度もう定義されていたほうが、スムーズに運営できていくんじゃないですかという話なんです。

集落がなくて、3人いるから3人をどこに当てはめるとかっていうのではなくて、その3人だって、その集落に精通してる人が良いっていうのであれば、おのずとそういうふうになっていくじゃないですか。なので、集落っていうものがないと、どこに誰が精通してるなんてことにはならないので、集落っていう定義を、ある程度集落を決めていかないとこれ運営自体が。運営がスムーズにいくってことです。集落を定義したほうがって話です。

町 長 野々村 仁 君

集落を何も皆さんのベースに今ない、町民の中にも何もベースのないところで、そういう定義を張りつけてから動くってこと自体に私自身は心配になるんだと思ってます。

どういう形に今流れていくかっていうこと自体は、私が先ほど言った大体そういう3つぐ

らいのことになろうだろうと思う課程を無理やり当てはめて、そこから活動するっていうことであれば、その人が必ずそういう形になろうかというふうになっている。そういうことが必要であるかないかという確認も未だ取ってないわけですよ。それっていうのはやっぱり、この1年間の中で調査、統計、講演会等をしていただきながら、地域の情勢を捕まえていくということであろうと思ってるんです。

お試しの中っていうのは、本当に短期なものですから、協力隊みたいに3年とか、最長3年、1年間のまるっとっていう話とまたちょっと違った形で、地元の根付き、こういう活動してること自体、今で言えば大学生のインターンみたいな状態、地理を知ってもらう、地域を知ってもらうみたいなお試し的な話の部分だと、私自身はその分類をして考えるところであると思ってます。

7 番 西 澤 裕 之 君

私は一言もお試し協力隊の話しているわけではないんですよ。その別だっていうのはわかったの。

なので、この支援集落員の報酬も予算計上し、活動費も計上し、費用弁償も計上してるってことは、活動してもらうための予算じゃないですか。だからその集落っていうものが何もないのに、この1年を調査するんだっていうのであれば、この活動費だって、それは担当課で調査するのか、NPOの旭川のサポートセンターで調査するのかで、支援員の予算計上する必要ないんじゃないですかっていうことなんですよ。

支援員として活動費で報酬で計上しているということは、活動してもらうための予算計上なので、そのためには、集落っていうものがないと、山下主幹が言ったようにそこに精通してる人が望ましいとかっていう話にはならないでしょっていう話なんですけど、どうですか。

町 長 野々村 仁 君

だから、先ほどから同じようなすれ違いでちょっと理解が全然してないところですれ違ってるような気がするんだけど、3つを当てはめて、1番わかりやすく言ったら、町内会とか何とかを合併して、したらそこに1つの集落ですって我々が決めて理解するんですかっていうことです。

そういうことを少しずつ調査をしながら、今、こんだけの人たちでやれるんだったら、やれるよねっていう形をつくらなきゃなんないのに、そこに当て込んで先に我々行政からその地区はここね、ここの地区はこうねっていう見られ方をしてうまくいかないんじゃないんですかって、そういうことをお話をしてるつもりです。

7 番 西 澤 裕 之 君

それは、町長の言ってることはわかるんですけど。行政で勝手に当てはめて、その部分ここの集落ですよなんていうことは行政としては言えないでしょっていう話っていうのはよくわかります。ただ、この形成事業の工程図に、何かにしてもですね、ある程度こういうことをやっていきたいというようなことは委員会で示されましたし、集落支援員の活動というのは、集落ニーズ調査、人材育成講習、イベントサポート等というふうになっているわけですよ。そうすると、町長が言ったように、集落当てはめて、行政側としては、そんなこと

できないでしょっていうのは一つわかるけれども、それだったら、集落支援員っていうのがまだ早いんじゃないですかね。旭川のサポートセンターに事業委託をしているので、その人たちが、その地域なり何なりの調査をまずしてから、その集落というものをその人たちにこういうところが、この地域の集落ですねっていうのを形成してから、そこに精通する人を支援員として当てはめるみたいな、順番があるんじゃないんですかね。

町 長 野々村 仁 君

やはり予算の問題あるし、実行に移ったときに、こういう形になっていきましたって言って、またいつの機会かっていうのは3ヵ月ごとしかないんですよ。

そのときにやっぱりこういう状態で流れたときに、秋にでも暮れでもそういう形が取れたときに、予算執行ができるという形をとっておきたいというのが、気持ち。やっぱり急いで少しでも理解をしてもらうということですし、先ほどの私のニュアンスからも取っていただければわかるんですけども、大体そういう集落で固まってブロックができるのは、そのくらいの数ではないですかねっていう想定をあらかじめしているというところは確かにある。私の気持ちの中でも。けども、そこっていうのは3地区をはいここです、ここです、ここですっていう枠をはめた中で話をしてって、もう決まってるでしょみたいな話じゃないですかっていうこと、それでは何も進まない。だから、こういうことで予算計上させてもらいながら、そこは支援員も1人2人は受けてくれたけど3人目受けないかもしれないし、いろいろあると思うんですよ。

それでお試しの人たちって、3地区でできたけれども、手伝ってくれる人が何人来れるかっていうのも、まだこれ未知数ですけども、そういう予算計上とっておきながら、こういう形で急いで集落支援をしていかないと、どんどんどんどん地域集落のコミュニティがそれぞれ負担かかっている方々にとっても、どんどんどんどん、どうもならんから今回やめるべや、みたいな話を、1回休んだらもう後集落でも、コミュニケーションは段々崩壊していつてんじゃないかということですので、今回はこういう形で進めさせていただきながら、予算計上させてもらった中で、最大限どういう形でやっていくかということを講習もこの年は含めて、いろんな形で進むと思いますので、まずは住民全体がこのコミュニティ形成事業の中身を知っていただくことと調整をしていただくことも含めて、やっぱりその必要性があるんだろうと、そのように感じているので、ご理解をいただければと思っています。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今の話、町長急いでるということだったんで、前の委員会では、どういう行事があるかという具体的に例を出してますが、もう、例えば問寒別の盆踊りに協力したいんだと。問寒別の盆踊りはもうすぐ明日夜にはもう第1回の会議があって、今年は役員改選だから大変。ここが、難題の所なんだから、やっぱりそこから参加してもらわないと。問寒別の抱えてる問題がよくわからないんだと思うんですよ。

当日だけ来てもらったら、盛り上がって良いなっていうけど。そこまでいく過程が問寒別地域、いろんな行事大変だから、そこがぜひ早く人材でもお試しでも早急にさせていただきた

いと私は思います。

私は、町民に早く知ってもらうためには、これをやっぱり町の広報通して、特集でも組んでですね、先進地こんなのもあるとか、幌延はこういうの目指してるっていうのをうまくPRしてほしいと思っています。

それともう一つは、前の運営委員会のときに、今回の、この補正予算には学校教育のほうでね、防犯システムのカメラの話もあったんですけど、今回は一言もないんですけども、もうそれはやめたんですか。やめたって言ったら失礼ですけど、補正予算に盛り込んでないから削除したのか、それを確認したいと思います。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員のご質問にお答えします。

防犯カメラの関係につきましては、今回の補正予算で盛り込まさせていただいておりまして、3校とも機器の更新を考えているところです。

科目につきましては、修繕料ということで各学校、小学校費につきましては、修繕料88万6千円ってということで計上させていただいております。

それから、幌延中学校分につきましては、24万1千円修繕料ということで、今回計上させていただいております。

2 番 斎賀 弘 孝 君

この補正予算に盛り込まれてるっていうのが今わかりましたので、改めてお伺いしますが、どういうふうに修繕されるのかだけをちょっとお聞きしたいと思います。

防犯カメラなのか防犯ビデオなのか。それと、何が問題があって修繕しなくちゃならなくなったのかですね。

前に取替えたのは何年前であって、その頃の時代と比べて今の時代は、例えば画素数がこれだけ上がったから、こっちのがよく見えるとか、外部から入ってくる侵入者を防ぐための防犯カメラなのか、それとも学校の中で、建物内部で機械が破損したりとか、そういう学校内部の期間の破損ですね。そういうのを確認するための防犯カメラなのかビデオなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

教育次長 伊藤 一 男 君

すいません。金額の訂正です。

幌延小学校については、カメラ2台の更新になります。24万1千円。それから、問寒別小・中学校についてはカメラ3台、それから配線工事等が必要になりますので、その分の経費で40万3千円。それから、幌延中学校についてはカメラ2台の更新ということで、24万1千円という形になります。

それで、今回ですね、幌延中学校の防犯カメラが壊れてしましまして、もう設置してから10年以上経過するものですから、修繕もきかないということで更新することとしました。併せまして、ほかの学校のカメラも同じ時期に入れてますので、故障するともう修繕がきかないということと、あと前回は3校まとめて更新してますので、今回も3校まとめて更新させていただいて、それぞれで更新すると経費のほうも嵩みますので、一括更新ということで考えております。

あと、この防犯カメラにつきましては、外部からの侵入者を監視するための防犯カメラになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

画素数はどうなったんですか。それはわからないんですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

画素数は何画素ですかということ、画素数について今お答えできないので、後ほどお知らせしたいと思います。

ただ、録画するためのハードディスクにつきましては、容量が増えまして2テラバイトということで、今までの倍ぐらいにはなっておりますので、長時間の録画に対応できるような形になっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、14時50分まで休憩します。

(14時29分 休 憩)

(14時50分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど答弁を保留しておりました件について答弁を行います。

教育次長 伊 藤 一 男 君

先ほど画素数の関係でご質問ございましたので、その関係についてご答弁させていただきたいと思っております。

現在付いておりますのは、平成19年設置のカメラでして、こちらのほうが38万画素という形になっておりますが、今回更新に当たりましては、224万画素ということで現在の5倍程度の画素数で対応していただけるということになっております。

今後とも、学校の安全安心に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

答弁についての質疑はありますか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

ありません。

議長 高橋秀之君

日程第19 議案第9号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務長 早坂 敦君

議案第9号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、診療所警備業務に係る費用の精査及び医療機器の新規購入等に伴う費用を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ23万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,325万6千円にしようとするものであります。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、歳出ですが、1款1項1目 診療所費の診療所業務費は、医療機械器具購入で4万5千円の増額。診療所管理費は、警備を委託していた事業者が警備事業から撤退したことに伴い、警備員の人員確保が必要となったことから、社会保険料2千円の増額と賃金93万1千円の新規計上です。関連して、警備委託が不要となったことから委託料では135万7千円を減額しています。また18節 一般備品は、シュレッダーの故障に伴う代替備品の購入として14万7千円の増額補正です。

次に歳入ですが、6ページにお戻りください。

3款1項 一般会計繰入金は、この度の補正の財源を調整した結果、23万2千円を減額しております。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出、一括の質疑を行います。

7番 西澤裕之君

警備員賃金のことでお伺いいたします。

警備員の個人と契約している形になっているのでしょうか。その契約の形態といたしますか、単年度契約で更新していくという形になっているのでしょうか。

診療所事務次長 若本 聡君

お答えいたします。

警備員賃金のほうですが、個人との契約になっておりまして、1年間の契約ということで、随時更新というふうなことを考えております。

7 番 西 澤 裕 之 君

93万1千円ということで、この方はほかにも、どこか警備に入っていて、契約をしているのでしょうか。それとも、ここの診療所だけなんのでしょうか。

診療所事務次長 若 本 聡 君

警備員のほうですが、1名でして、診療所の警備のほかには警備はやっていないというふうに聞いておりおります。

7 番 西 澤 裕 之 君

そうすると、この方の報酬というのは93万1千円ということになるかと思えますけども、次年度以降、同じような契約形態でこの方の生活といいますか、なかなか難しいのかなというふうに思えますけれども、その契約でご本人は納得されているのでしょうか。

診療所事務次長 若 本 聡 君

お答えいたします。

はい。本人とお話をしまして、了解済みであります。

警備につきましては、診療所は土日祝日の朝9時から17時15分まで警備というふうにしてやっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほか、ありませんか。

5 番 岡 本 則 夫 君

警備なんですけども、期間はいつからいつまでで、スタート時がいつで、終わりがいつでの賃金なのか。

それと、通常の警備って言ったら資格から何かを取得していると思うんですけど、そういうのもきちとなされてるのか。個人的に私、暇だからやってあげますよということのできる警備と違うと思うんで、その辺のことを聞きたいと思います。

診療所事務次長 若 本 聡 君

お答えいたします。

今ですね警備入っていただいている方の契約ですが、4月7日から来年の3月31日までというふうな契約期間になっておりまして、この方に関しましては、今までですね、警備業務委託にですね、診療所に来ていただいた人をちょっと声をかけてですね、やっていただいているというふうになっております。

5 番 岡 本 則 夫 君

今システムが変わったというかそういうことなのかわかりませんが、警備私もやった経験があるんですけども、きちとした訓練だとかそういうものを受けて、個人と契約というの聞いたことはないんですけども、今そういうふうな契約になったのかなというふうな感じがするんですけども。

例えば、役場の警備人方も個人的ではなくて、どっかの会社をお願いしてるんじゃないか

なと思いますけども、この人の場合には特例的な病院の警備というのは、そういうのがあるのかなっていう気がするんですけども。

ちょっと質問の仕方も悪いのかなと思うけど、誰でもできるのかなっていう感じじゃないと思うんですね、警備となると。何かあったときにそれに対応するだけのものがなければならぬような。そうでなくても、いろんな事件が多いときに、警備というのは、誰でもできる仕事じゃないかなと思って。もう1回繰り返したただけど、資格そのものは、警備する為の資格っていうのはいるのか、いないのか。

診療所事務長 早坂 敦君

警備の関係ということですけども、警備と申しまして、基本的にですね、受付というような内容のものになります。

原則ですね、鍵を閉めておりますので、受付のほうに来られた人に受付をして、その方のカルテを準備して、看護師のほうにつなぐというようなこと。また外来で面会来られた方、そういった方を通してというような、一般的な警備といたしましうか、いわゆる受付のような業務というようなことをご理解いただきたいなと思います。

議長 高橋 秀之君

ほか、ありませんか。

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 意見案第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」の件を議題とします。

意見案第1号について、提案理由の説明を求めます。

3 番 植村 敦君

新たな過疎対策法に関する意見書の提案理由を申し上げます。

昭和30年以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流失した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じ、こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、過疎地域における生活の基礎的条件の整備と地域の自立促進のために、地方公共団体において自主的な取り組みが行なわれていると同時に、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられてきております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなります

が、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き総合的な過疎地域の充実強化をすることが必要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、本案にご賛同下さいますよう、お願い申し上げまして、提案の理由の説明とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、意見案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 意見案第2号「これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について」の件を議題とします。

意見案第2号について、提案理由の説明を求めます。

1 番 富 樫 直 敏 君

これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校の統廃合を行わないことを求める意見書の提案理由を申し上げます。

道教委は、これからの高校づくりに関する指針において、1学年4ないし8学級を望ましい学校規模とし、3学級以下は原則、統廃合の対象としています。

この指針によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることとなります。

また、幌延町の子どもたちも大半が通学している近隣の高校も統廃合の対象となる可能性も出てきます。

小規模校では、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。

北海道の広域性を考えれば、1学年4ないし8学級を望ましい学校規模とすることは、まったく現実的ではありません。

むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切であると考えます。

そこで、道・道教委は、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないことと、1学年4ないし8学級を望ましい学校規模とするこれからの高校づくりに関する

指針を見直すことを強く要望するものであります。

以上、本案にご賛同下さいますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、意見案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、懸案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第23 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和元年6月6日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、追加議題について、お諮りします。

6月13日付で、町長から、議案第10号「幌延町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第24とし、議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号を日程に追加し、追加日程第24号として、議題にすることに決定しました。

追加日程第24 議案第10号「幌延町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま上程されました、議案第10号「幌延町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

課の設置につきましては、地方自治法第158条第1項に、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設けることができ、なおかつ、直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務は条例で定めることと規定されております。

幌延町の課の設置につきましては、人口減少対策や産業の振興、くらしの安心安全などを推進すべく、平成28年に組織機構の見直しを行い、課の再編を行って対応してきたところではありますが、これらの行政課題に機動的に対応し施策を推進させることを狙いとして、今回、更なる組織再編を行おうと条例の一部を改正しようとするものです。

再編の概要といたしましては、保健と福祉の連携強化を図るとともに住民の利便性向上のために保健福祉課と住民生活課の分掌事務を整理いたします。

また、今年度から、総合的なまちづくり計画と第二期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に取り組むことや地域交通等を含めた総合的な地域振興施策、集落維持施策の企画と推進体制を強化するとともに、産業振興、特に農林業振興施策の立案と推進体制の強化等を図るために、現産業振興課から企画振興グループ部門を切り離し、新たに企画政策課を設置するとともに再編後の産業振興課は農林業の振興を主たる事務といたします。

条例本文についてですが、お手元にお配りの新旧対照表により説明させていただきます。

第1条では、地方自治法の規定に基づく課の設置で、課の名称と分掌事務を規定しており

ますが、このたび第2号及び第3号を改め、これまで保健福祉課の所管であった、戸籍及び住民基本台帳に関する事項と国民年金に関する事項を住民生活課の所管といたします。

次に、産業振興課の事務であった第4号を企画政策課の事務に改め、企画政策課は、町の重要施策の総合企画及び調整に関する事項、統計に関する事項、地域振興に関する事項、商工業に関する事項及び観光に関する事項を所管します。

次に、第5号であった建設管理課の事務を第6号とし、第5号を産業振興課の事務に改め、農業、林業及び水産業に関する事項、農地関係の調整に関する事項、町営草地に関する事項、土地改良及び農地の造成に関する事及び農村環境整備に関する事項を産業振興課の所管といたします。

次に附則についてですが、附則第1項は、この条例は令和元年7月1日から施行しようとするもので、附則第2項は、課の新設に伴い幌延町総合計画審議会条例中、審議会の庶務を産業振興課から企画政策課に改めるものです。

今回の組織再編により、新たな課の設置と一部のグループ名、係名、分掌事務の変更が生じますが、町民の皆様には極力ご不便をおかけしないよう十分配慮し、効率的かつ機能的な行政運営を進め、住民サービスの向上を図りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、議案第10号の提案理由を申し上げます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

平成18年に幌延町では、自律プランということで、地方行政改革で、5課を実質4課としてグループ制を導入しました。それから大分時間もたって今また、課の増設ということで、そのときは職場の職員数も類似団体と同じように60名程度にしたいんだという、行財改革でありましたよね。

当時の考えと今の考えは違ってくるかもしれませんが、あの当時あった行政改革はそれで良かった。今また改めて課の設置となっていくんですが、こういうふうな時代の流れはどういうふうに感じますか。これが町民の皆さんにどういうふうな利便性がよくなっていくのか、簡単をお願いします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

まず、平成18年当時の情勢等の変化についてなんですけども、当時はやはり、国から公付される交付税なんかも、相当厳しい状況になってきて、行政自体がスリム化しなければいけないということで、課の数を減らしたり、職員の数も絞り込んできたかと思えますけども、その後、やはり福祉ですとか、まちづくりですとか、産業興し、ひとづくり、いろんな面で行政課題というのは、複雑、多岐に渡ってきていると思うんですよね。それには、やはり人の手というものは、どうしても必要なわけで、絞り込んで、当然、行財政運営を意識してですね、健全な財政を保ちつつ、行政運営をするということはもちろんのことなんですけども、しっかり仕事も進めなければならないというふうに考えておまして、従いまして、今回2

8年度の組織再編並びに今回の再編ってというのは、仕事をしっかり将来に向けた種まきと言いますか、道筋をしっかりとつけることが優先だということで、再編に踏み切って、多少、人も増えることにより、職も増えることにより、費用も伴いますが、将来に向けた種まきだということで、ご理解をいただきたいなと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

十分に理解してます。これに反対するわけではないんですけども、特に、ここの企画政策課、1番上に書いてあります、町の重要施策の総合企画及び調整に関する事項。特にこれに力を入れてほしいと思います。なぜならば、今年農協の総会がありました。農協の総会の席上で5ヵ年計画の農協自身によります振興計画を立てた。その振興計画によると、町は一生懸命いろいろあらゆる手段を使って、昔の元気ある酪農にしようということで、4万トン搾ろうとやってるんだけど、農協はその振興計画の中身を見たら、農家自身がもう牛乳そんなに搾らないと。計画的に3万6千トンだという。振興計画の目標は3万6千トンになっちゃった。今一生懸命野々村町長が力を入れて、乳牛増頭しようとか、バイオガスやろうというんだけど、その字がどこにも見当たらない。やはりせっかく人員増やす、この企画を1番最初に持って来るわけですから、まずは経済団体、農協、町長が農業に1番力を入れるというふうに始まったことで、立候補しているわけですから、その経済団体の農協さんとうまく振興計画をつくるのは、多分これ役場の担当の人と相談してくれたのかどうかもわからない。確認はしていないけれども、せっかくこっちは4万トン、こっちは3万6千トン。いろんな施策を使って、元気を取り戻そうしているところが、何か噛み合わないような感じがするんで、せっかく課を増やして、企画政策課の、1番最初に1番重要事項だと思いますので、そこに重点的に力を入れて、課をせっかく設置した効果が早く出てくるように、誠意努力していただきたいと私は思いますので、がんばってほしいと思います。

町 長 野々村 仁 君

はい。ありがとうございます。

まさしく、そういうことについても、きちっと連絡体制をとりながら、大事な基本でありますので、その辺も共通で指定認識を持てるような形に独自で、課として独立をしていきますので、その辺も含めて、今後緻密に連絡がとれるような体制も取っていただければと思っております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと求めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和元年第4回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(15時23分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 3番 植村 敦

署名議員 4番 無量谷 隆

以上、記録する。

主 事 満保 希来